○古田食品医薬品情報担当副参事 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第7 回東京都食品安全情報評価委員会を開催いたします。

私、福祉保健局副参事の古田でございます。議事に入るまで本日の進行を務めさせてい ただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員の皆様の出欠状況でございますけれども、中桐委員、それから前田委員は欠席のご連絡をいただいております。それから、中村委員が30分ほどおくれるというご連絡で、現在17名の定員のところ14名のご出席をいただいておりますので、本委員会は成立しております。報告を申し上げます。

それから、本日はお足元の悪い中、また蒸し暑い中、委員会にお集まりいただきどうもありがとうございます。私も上着を着ておりますけれども、どうぞ皆さん上着を外して、 暑いものですから、リラックスしてご審議をお願いしたいと思います。

それでは、ここで健康安全室長の中井からごあいさつを申し上げます。

○中井健康安全室長 福祉保健局健康安全室長の中井でございます。

本日は、お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

平成17年度最初の委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本委員会も、林委員長を初め委員の皆様方のお力に支えられまして3年目を迎えました。おかげさまで当委員会の活動に対しましては大変高い評価をいただいておるところでございます。先日もやはり今年度最初の食品安全審議会が開催されまして、審議会に「都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方」について諮問いたしましたところ、審議会の複数の委員から、昨年この委員会でご検討いただき、ご報告をちょうだいいたしました「食品安全に関するリスクコミュニケーションの事例検討」と、それから「カンピロバクター食中毒の発生を低減させるために」を審議に大いに活用すべきとのご意見をちょうだいいたしました。本委員会の成果に対する高い評価に触れまして、私ども事務局には大きな励みとなりました。改めて委員の皆様に感謝申し上げる次第でございます。

さて、その一方で、この委員会の運営方法に関しましては、特に国の食品安全委員会と の間で取り扱い情報が重複するといったような問題がございまして、これが課題としてご 指摘をちょうだいしているところでございます。今回、本委員会におきまして、一つには この運営方法の見直しについてご検討いただき、今後さらに都民に役立つ情報を発信でき るように改善してまいりたいと思います。

またもう1点、昨年度来、専門委員会を設けましてご検討いただいております「健康食品」問題がございます。医療関係者に対する調査が終了いたしまして、先般、調査結果を公表したところでございます。この調査結果なども活用し、今後、報告の取りまとめに向けたご検討をお願い申し上げます。

この間にも「健康食品」による健康被害が日常茶飯事に発生し、報道されております。中でも、ダイエット食品天天素による健康被害がかなり広範囲に発生いたしました。平成15年度に都が実施いたしましたアンケート調査によりますと、5割以上の者が「健康食品」を利用していると答えております。このようにさまざまな問題を含みながら生活にごく身近なものとなっている「健康食品」につきまして、都民への適切な情報提供が重要になっております。この点につきましてもよろしくご検討いただきたいと存じます。

食の安全をめぐる問題は次から次へと出現してまいりました。また、積み残された行政 課題も多々ございます。本委員会の役割はますます重要になってまいりました。これまで のご労苦に感謝申し上げますとともに、今後も引き続き都の食品安全行政の推進にお力添 えを賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

本日、どうぞよろしくお願いいたします。

○古田食品医薬品情報担当副参事 本日は平成17年度第1回目の食品安全情報評価委員会でございます。4月1日に私ども事務局の人事異動がございました。新しい事務局のメンバーをご紹介させていただきます。

まず、芝浦食肉衛生検査所検査課長の依田でございます。

- ○依田芝浦食肉衛生検査所検査課長 よろしくお願いいたします。
- ○古田食品医薬品情報担当副参事 それから、産業労働局農林水産部食料安全室、近藤で ございますが、きょうは代理の平野が参っております。
- ○近藤産業労働局農林水産部食料安全室長(代理) 平野でございます。よろしくお願い します。
- ○古田食品医薬品情報担当副参事 続きまして、本日ご検討いただきます議題でございますけれども、先ほど室長からもお話しいただきましたが、まず、委員会の運営についてご検討いただきます。続きまして、「健康食品」専門委員会からのご報告をいただきます。

今回は、通例この安全情報評価委員会で行っていますリスク情報の検討は実施いたしません。

それでは、以降の進行につきまして林委員長にお願いしたいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。

○林委員長 本日はお暑い中ご参集いただきまして、ありがとうございました。

では、早速、議事次第に従って始めさせていただきますけれども、まず資料の確認を事 務局からお願いします。

○渡部食品医薬品情報係長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、評価委員会の次第が、委員会の名簿、事務局名簿、座席表、それから食品安全条例の抜粋、評価委員会の規則等の規定、昨年7月の「評価委員会の運営について」という専門委員会の設置等についての資料、関連の公開条例の抜粋となります。

次に、資料1は、「評価委員会の運営について」です。ホチキスどめをしており、資料が3枚つづられております。資料2-1は、「健康食品」専門委員会の検討状況、資料2-2は、『医療関係者の「健康食品」への対応等にかかる調査』関連の資料となります。資料2-3は「「健康食品」に関する都民へのメッセージ(案)」で、つづられているものです。資料3は、次第には「野生シカにおける…」とありますが、書いてありますが、「奥多摩町で駆除された野生シカにおけるE型肝炎ウイルス保有状況等実態調査」です。資料4は両面刷りになっております。資料5は、「航空機において営業上使用される飲料水等の衛生管理について」という資料、資料6は評価委員会からのカンピロバクター食中毒に関する報告に基づいて作成した「カンピロバクターは恐ろしい」というビデオの関係の資料です。

それから、参考資料が4つございます。参考資料1は「東京都食品安全推進計画について」、参考資料2は6月28日に開催された東京都食品安全審議会に関する資料です。参考資料3は、国の食品安全委員会の関係の資料、参考資料4は以前、評価委員会で情報として取り上げている内容ですが「育児用調製粉乳の衛生的取扱いについて」という国からの通知となります。

そのほか幾つか机上に配付しておりますが、評価委員会における「安全性情報の取扱いフローチャート」、東京都の「健康食品」対策の概要、健康食品の事件として報道された「天天素」に関する資料として、「マジンドール等を含有する無承認無許可医薬品によると疑われる健康被害について」の国の通知になります。また、最後に8月3日に開催される

食の安全都民フォーラムの資料として「「カラダにいい」って聞くけれど」という題名のついているものになります。

配布資料は、一番最初に説明した綴りの資料が今回の委員会の議事に用いる資料となり、 その他は参考に使っていただくものとなります。

○林委員長 どうもありがとうございました。資料は全部ございますでしょうか。

では、議事に入らせていただきまして、最初に、東京都食品安全情報評価委員会の運営についてですけれども、これをご説明いただけますか。

○古田食品医薬品情報担当副参事 それでは、議題の1番に入らせていただきます。

前回1月14日、第6回委員会の後、私ども事務局内でPTを設置いたしまして、この 食品安全情報評価委員会の運営の仕方につきまして検討をしてまいったところでございま す。私ども事務局の中でまとめました検討結果につきまして、委員長、副委員長とまたお 話し合いをさせていただきまして、本日、皆様方にご提示させていただきます案をまとめ ました。既に委員の皆様には電話あるいは直接お会いしてご説明を申し上げているところ でございますけれども、きょう改めましてこの部分のご審議をいただきたいと思います。

それでは、内容につきまして渡部から説明をいたします。

○渡部食品医薬品情報係長 それでは、引き続きまして、安全情報評価委員会の運営について資料1の説明をしますので、よろしくお願いいたします。

資料1の1枚目は、評価委員会の運営について変更する内容を大まかにまとめたものになります。その次の2枚目のA3判資料は、仮称となっていますが、今回の企画専門委員会の設置について、事務の流れを大まかに書き記したものになります。3枚目の資料は、企画専門委員会の設置についての規定となります。

それでは、説明させていただきます。

まず1枚目には、1として、最初に、東京都食品安全情報評価委員会の役割を確認として、 規定を抜粋したものを載せてあります。これは東京都食品安全条例第27条に記されてお り、(1)食品等の安全性に関する情報の分析及び評価、(2)知事の安全性調査及び調査に係る 措置勧告の規定による、食品等の安全性に関する検討が役割となります。この知事の安全 性調査は、先ほどの次第に関係規定がありますが、知事が必要と認めた調査についてあら かじめ意見を聞くもので、限局された役割となります。最後に、(3)都、都民及び事業者の 相互間の情報の共有化、意見の交流の方法の検討を行うというのが本委員会の役割となり ます。 続いて、きまして、2として、これまでの委員会運営の現状と問題点を記してあります。評価委員会は、条例設置ではございませんでしたが、平成15年4月に発足し、食品等の安全性についてさまざまな検討を行ってまいりました。これまで収集してきた情報は、主にインターネット、マスコミ、それから委員の先生方からの情報で、国内外からのリスク情報を収集して評価を行ってきたところでございます。一方、平成15年7月に国の食品安全委員会が設置され、食品安全委員会がリスク情報の収集・評価・公表を実施するようになりました。、このため、国の委員会と都の委員会の取り扱う情報自体が重複しているのではないかということが、過去の評価委員会で各委員の方からご発言があったところです。

これまで、評価委員会には、保健所、市場衛生検査所、健康安全研究センター、芝浦食肉衛生検査所といった都の「食品安全関係機関」の事業を通じて得られるリスク情報、つまり、都民生活に密着したリスク情報について、事務局が検討の素材として提供してきました。しかし、これらのいわゆる現場情報について、この委員会での検討が十分にされておりませんでした。

最後に3として、これまでの評価委員会の中では取り扱う情報が非常に多く、、一度に 10から15ぐらいのご検討をいただいてきたところです。このため、限られた会議時間 の中で個別のリスク情報について十分な検討ができないのではないかというご意見があり ました。

そこで、これらの問題を解決する方策として、まず、1つ目の方策として、情報評価委員会で取り扱う情報を見直しを行い、東京都の特性を活かした「現場情報」を中心としていきます。これと併せて、今までも収集をしている国内外のリスク情報は、必要に応じて情報をわかりやすい形で都民に提供するための方法等を検討していきます。

また、都における関係部署の連携を強化し、私ども事務局でいままで以上に連携を深めてまいります。これにより、現場情報が豊富にかつ速やかに集約されるような体制としていきたいと考えております。なお、早急に行政対応が必要なものは、東京都として対応した後、この委員会に報告を行っていくことを考えております。

続いて、方策の2つ目としてきまして、課題の選定を専門的に行う「企画専門委員会」 (仮称)の設置を考えています。先ほど課題数が多く検討する時間が十分でないという説明をしましたが、この専門委員会では、事務局等で収集した情報について、健康に及ぼす重要度、都民の食生活への影響、国内外の動向の観点から整理して絞り込み、評価委員会で議論を深めていただくための情報を選定します。 企画専門委員会(仮称)の設置と役割は、囲みに書いてありますが、評価委員会で検討する課題の絞り込み、それから本委員会へ提出する資料の作成を基本的に行います。なお、速やかに都民に提供すべきような情報があった場合は、企画専門委員会(仮称)で情報の提供方法の検討についても行っていきます。

3つ目の方策として、評価委員会における検討を踏まえ、東京都が都民生活により密着した、生活に役立つ情報を発信していくことを考えており、今までの情報発信とは少し違った形の情報発信を考えております。

今ご説明した内容は、2枚目につけてあるA3判の紙にまとめてあります。左のほうから見てくと、収集情報として、都の現場情報、基本的に現場に密接した情報に重点を絞って集めていきます。集まった情報を、先ほど説明しましたが、健康に及ぼす重要度、都民の食生活への影響、国や国際機関の動向を踏まえ、本委員会で検討すべき課題として企画専門委員会(仮称)が数課題に絞り込んでいただく作業をしていきます。絞り込まれた情報は、その後、本委員会でご検討いただく形となります。また、課題について、専門的な検討が必要であるものについては、これまでどおり、個別の専門委員会を設置して検討するという流れになります。

評価委員会で検討した課題は、最終的に知事あてにご報告をいただき、福祉保健局として政策化の検討、都民への情報発信を行う流れになります。

また、行政側で検討した施策の内容や実際に行った情報発信等は、対応経過を含め、本委員会にご報告するという流れを上向きの矢印で示してあります。

最後に、情報提供について追加で説明をしますと、これまで「食品安全情報リポート」で委員会で取り上げたリスク情報を都民向けに発信し、その内容はこの委員会の中でご意見を伺ってきたところです。これを新たな情報発信に変えていきます。これは、新たな運営方法のポイントの3番に書かれていますが、これまでの「食品安全情報リポート」は廃止いたします。

つまり、新たな情報発信ということなので、今までの「食品安全情報リポート」とは形 を変えて情報発信していきます。

A3版の資料に図示しているもののうち、表の下に記載している事項は、1枚目の資料 に内容がほぼ重複して書かれておりますので、この場では割愛させていただきます。

資料説明の最後として、3枚目の「企画専門委員会の設置について(案)」を説明します。新たに専門委員会を設置しますので、規程の案を示しています。

第1として、食品安全情報評価委員会において食品等の安全情報を効率的に分析及び評価することを目的として、東京都食品安全情報評価委員会規則第6条に基づき企画専門委員会を設置いたします。これは規則第6条に定められている専門委員会の1つという位置づけになります。

第2として、企画専門委員会の構成は、委員長、副委員長及び委員長の指名する委員及 び専門委員をもって組織します。

第3として、情報の選定及び報告を規定しています。企画専門委員会は、食品等の安全性に関する情報のうち、情報評価委員会で調査すべき情報を選定し、その理由とともに情報評価委員会、本委員会に報告をします。また、情報評価委員会への報告はおおむね四半期に1回程度と考えおります。企画専門委員会において情報を選定する際に取り扱った情報については、情報評価委員会にすべてご報告をする形となります。

第4として、都民に対し速やかに提供が必要な情報の取り扱いを定めています。企画専門委員会は、食品等の安全性に関する情報のうち速やかに都民に対して情報提供が必要と判断されるものを議決し、情報評価委員会として知事に報告することができる規程で。第2項では、前項の議決により知事に報告した事項は直近の情報評価委員会で報告を行うと規定しています。

第5として、会議の公開等について定めております。これは本委員会、その他の専門委員会と同様に、原則公開という形になります。

今回、情報評価委員会の運営については、新たに企画専門委員会(仮称)を設置するという運営方法の変更がこの資料に書かれている内容でございます。

○林委員長 どうもありがとうございました。

東京都食品安全情報評価委員会ができましてから丸2年たったわけですね。3年目に入るわけです。そうしますと、この委員会の置かれている環境ができたときとは大分変わっているということなので、この委員会について都民のためという観点から、その目的、運営を見直すということはこれもまた当然なことです。リスク分析、リスクアナリシスに裏づけられた食の安全確保の考え方の中にも運営を見直す必要性があげられています。その意味で、今ご説明になりました今後の取り扱う情報について、あるいは企画専門委員会(仮称)の設置について、都における情報発信について、ご意見をまず委員の先生方からお伺いしたいということです。その前に、今後取り扱う情報についてご説明下さい。例えば現場情報というのは、芝浦食肉衛生検査所の依田課長さん、あるいは産業労働局食料安

全室の近藤室長さんからの情報ということですか。

○渡部食品医薬品情報係長 そうでございます。実際に芝浦食肉衛生検査所で進めている 事業の中で得られる情報がございますので、そうしたこと等々を含めて、そういった情報 を事務局で収集――今までも収集してきたところでございますけれども、収集していく形 になります。

○林委員長 最初に、今後取り扱う情報についてというところで何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。このような情報が中心となるとすると、これは国の安全委員会とは全く違った、自治体でなければできない委員会活動ということになりよろしいと思うんですけれども、何かございませんでしょうか。

○関澤委員 方向としては私も大変結構だと思います。

ただ、実際的な運用、それはここでというか、次にいろいろお考えになるのかもしれないんですが、例えば現場情報を集約するときにどういう集約の仕方があるのかなというのが1つ。

それから、あるとき、ある事例が起こって、それに対応しましょうということ以外に、 今回検討している「健康食品」ですとか、その前に検討したカンピロバクターとか、常に あるのですが、大事な問題というのもございます。その都度現場から上がってくるという よりも、潜在的にずっとあるというような問題もあって、それは国でやっているように個 別の専門委員会で検討するというよりも、かなり総合的に考えていかなくてはいけない問 題で、かつ都民の健康に非常に大事なこともあると思うんですが、その辺はどういうふう にお考えになっていますか。

○古田食品医薬品情報担当副参事 まず、現場情報の収集の仕方というご質問をいただきました。

これは、私ども常日ごろ現場と、いわば本庁とキャッチボールをしながら事業を進めているところでございます。現場では、例えば食品の検査を行って違反処理を行います。あるいは、都民の方から食べた食品の苦情、相談をいただきます。そういったものの中に実は食品の安全にかかわる本質的な問題が多く含まれていると思っております。ただ、これまでは日常の仕事の忙しさといいますか、そういったことで分析がなかなか十分できていなかったんではないかという一つの反省がございます。私どもの中でそれぞれの機関がそういった情報を上げやすいように、あるいはディスカッションしやすいような雰囲気をつくっていくことが一つの課題になろうかと思います。そういった形で私ども内部の組織自

体も、この評価委員会をより活用した形での運営の仕方をこれから提案して、話し合って いこうと思っております。

第2点目の、これまでもさまざまなリスク情報を取り扱ってきました。実はきょうこの後にご報告をさせていただきますE型肝炎の問題とか、クロロプロパノールの問題とか、もう既に何度もこの委員会の中で報告をさせていただいている事項でございます。また、これ以外にもさまざまな大きな問題があると思います。こういったものにつきましては、従来同様、新しい知見が出た際に、場所としてはもしかすると新しくできる企画専門委員会(仮称)の場所になるかもしれませんけれども、そういったところで集めた情報をご披露させていただいて、検討いただきまして、必要なものにつきまして新しい形での都民への情報提供を行っていきたいと思っております。

○伊藤委員 事務局のご説明あるいは林委員長のご説明でよくわかったのですけれども、 やはり情報をいかに収集するか。今いろいろな検査機関あるいは保健所等々からございま すけれども、もう1つ、東京都にはいろいろな専門の先生方がいるし、そういう中で国内 の学会等で出てきた問題が都の中でやはり同じ問題があるのかどうかという目も必要では ないかなと思うんです。国の役割としては国際的な情報の中で安全委員会が物を見ていく んだろうと思いますので、専門の先生方がいろいろお見えでしょうから、そういうとこら 辺も活用していただければと思います。

○林委員長 どうもありがとうございました。ほかに何かございませんでしょうか。

今の伊藤先生のご意見にも関係するんですけれども、情報の収集が第一ですね。それから、委員会で検討するための加工が必要なんですね。例えば情報を収集しただけだとすると、これだけでは検討委員会に持ち込めない場合がああります。生の情報を集めていただく他に、それを検討委員会での資料とするための適切な加工や第二の段階です。何を検討するかという明確な考え方がないと加工はできませんから、その点はよろしくお考えいただきたい。私は、この都庁の方と現場の方々とのインフォメーションエクスチェンジが重要かなと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

○小久保委員 林先生が今おっしゃられたことと関連するかもしれないのですけれども、 現場の情報というと、すぐ対応しなきゃならないもの、少し長期にわたって対応しなきゃ ならないもの、いろいろあると思うんですね。そこら辺で、すぐ対応しなきゃならないも のはこの情報委員会としてどういうふうに対応するかとか、ある程度詰めておかないと、 私も現場情報は非常にいいと思って賛成したんですけれども、今までなぜ気がつかなかったのかという気はして、ただ、そこら辺の対応をちゃんとしておかないとぐあいが悪いかなという気がいたします。

- ○林委員長では、その点をよろしく。
- ○古田食品医薬品情報担当副参事 ただいまご指摘いただいた点、私どももこの新しい形を考える際に議題になりました。評価していただくまでもなく、集めてきた情報の中にすぐに対応しなくちゃならない情報が当然あると思います。そういった部分を今回できる企画専門委員会(仮称)にかける前に、事務局会議といいますか、そういったものの中で、すぐに対応が必要なもの、おっしゃられたようなこれから検討が必要なものを十分吟味して、それぞれの例えば保健所あるいは健康安全研究センター、市場、それから食肉衛生検査所、そういったところの方々で現在どういった対応ができているのか、あるいはすることができるのか、その辺も十分に検討してまいりたい思っております。
- ○林委員長 どうもありがとうございました。

では、次の企画専門委員会(仮称)の設置についてということで何かご意見はございませんでしょうか。今までは課題についての検討時間が非常に少なかったという問題がありますので、その点の改善が必要です。その点への対応として、企画専門委員会というようなものの設置は大事だと思うんですけれども、これについてのご意見がいただければと思います。名称の問題もあると思いますけれども、いかがでしょうか。事務局のほうで何か補足説明がございますか。

○古田食品医薬品情報担当副参事 企画専門委員会(仮称)につきましては、特に委員長、副委員長にご提案させていただいた際に、ここが非常に大切な部分になりますので、企画専門委員会に参加していない委員の先生方とコミュニケーションをきちんと図るようにしないと委員会自体がうまくいかない。ここで話し合われた事項については必ず本委員会の中で経過をきちんと報告しなければならない。それから企画専門委員会(仮称)自体、その中で扱う情報の種類もいろいろあると思うんですけれども、ここへのほかの委員の先生方にも必要に応じて参加いただき意見を言う機会もきちんと設けなければいけないというようなことをいただいております。私ども、その点は気をつけていきたいと思っております。〇林委員長 どうもありがとうございます。

ほかに何かご意見ございませんか。もしなければ、次の都における情報発信についてご 意見をいただきたいのですが、先ず浅岡委員のご意見をお聞きしたいんですけれども、都 における情報発信はこうあってほしいというようなご意見はありませんか。

- ○浅岡委員 私も都民の代表としてこういうふうに参加させていただいているのですけれども、扱う情報は非常に専門的なことがあったり、用語等について非常に難しかったりすると理解に非常に苦しむことがありますので、なるべくそしゃくしていただいて、ここで専門的な用語を使うのは構わないんですけれども、都民に発信されるときにはわかりやすい表現、あるいは図だとか表だとか、いろいろ考えていただけるといいのかなと思いました。
- ○林委員長 どうもありがとうございます。その点、いかがですか。
- ○古田食品医薬品情報担当副参事 おっしゃるとおりでございます。専門的な部分を専門のまま出してしまっては、いつも委員長の言われております使えるような情報にはならないということで、都民の生活にこの情報の一体どこがリンクするのか、そういった観点で情報を加工して発信していきたいと思っております。
- ○林委員長 理解しがたい情報の場合、常にわからないというだけでなく、誤解を招くことがあるんですね。ですから、十分ご注意をお願いいたします。

ほかに何かございませんでしょうか。

- ○碧海副委員長 このA3の右にまとめてくださったところで、運営方法変更のねらいの3番ですが、「食品安全情報リポート」を廃止して「「食品安全インフォメーション(仮称)」としてホームページ等を活用して」となっておりますよね。その下の「知事への報告」のさらに右側、ここでも「食品安全インフォメーション」のところが太字になっていまして、ホームページというのがその前に来ておりますが、ホームページに余り頼り過ぎるのはどうかなとちょっと不安な気がします。やっぱり印刷物というか、あるいはほかの方法も何かあるのかもしれませんが、そういう方法を重視しないといけないんじゃないかと思っております。
- ○林委員長 その点、いかがでしょうか。
- ○古田食品医薬品情報担当副参事 ありがとうございます。

私どもも迅速性と費用の点でついついホームページを多用している嫌いがございます。 ただ、情報の種類によりましては、後でご紹介もさせていただきますけれども、こういっ たビデオ媒体とか、それから前回カンピロバクターのパンフレットをご紹介させていただ いたと思いますけれども、そういったさまざまな媒体も必ず必要だと思っております。ま た、その情報の種類によって使い分け等もご指導いただけたらと思います。

○林委員長 その点について、村上先生と、また浅岡委員に、ご意見をうかがいたいと思います。最初に村上先生、何か。

○村上委員 印刷媒体の場合に、どうしたらアクセスできるか、配布されるのか、あるい は取りに行くのか。授受のことを少し考えませんと、いつもどこかにはあるのでしょうけ れども、だれも見ないような状態でもまたもったいないということも1つございます。

それから、ホームページは、先ほどもちょっとご意見がありましたけれども、見ない人も多いし、見る人は始終見るけれども、見ない人はめったに見ないか、なかなか見ないか。というようなことがあって、やっぱり行政が流す情報、しかも健康にかかわりのある重要な情報になりますと、周知の義務というか、特に危険を報じる情報の場合は周知徹底の義務があるはずだと思います。ですから、情報のチャンネル、媒体そのものを考えるときに、その流れが最終的にどこまで行くか、その流れの面まで十分に考慮してメディアを選ぶということがとても大事じゃないかしらと思います。

○林委員長 どうもありがとうございました。その点、よろしくお願いいたします。 じゃ、浅岡委員、いかがですか。

○浅岡委員 食品関連とは別なことで、こういうのはどうかしらと思ったんですが、自転車で小さいお子さんを後ろや前に乗せる際に、ヘッドギアといいましょうか、ヘルメットのようなものをつけたほうが安全だよというのをアピールするために、息子がいるんですけれども、幼稚園に通っておりまして、一人一人にカラーでわかりやすい絵で、なぜそれが必要なのか、わかりやすく書かれたものが配布されておりました。

これはちょっとお金のかかってしまう難点があります。

私は江戸川区に住んでおりますけれども、近所では、それを見たかどうかわかりませんが、 比較的ここに来てからヘルメットを着用しているお子さんを目にするかなという気がいた しました。

あと、別の方法として、こちらは東京都さんですから、電車とかバス等の中に、ポスターを見かけたような気もするんですけれども、そういった空間をうまく生かせるといいのかなとも思いましたが、いかがでしょうか。

- ○林委員長 どうもありがとうございました。いかがでしょうか。
- ○古田食品医薬品情報担当副参事 おっしゃるとおり、電車やバス、あるいは特定の関係 者といいますか、そういったところに重点的に情報を出していくことは必要かと思います。

やはり費用の点と効果の点を十分考えて活用していきたいと思います。ありがとうございました。

○林委員長 委員会の運営についてということで、ほかにご意見はございませんでしょうか。

なければ、今後、委員会の運営は、保健所など食品安全対策の第一線で活動する各機関から得られる現場情報を中心とし、本委員会で検討する課題の選定のために新たに企画専門委員会(仮称)を設置するという、事務局側の案のとおりに決定してもよろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。では、事務局の提案どおり、本委員会としては企画専 門委員会(仮称)の設置を決定したいと思います。

なお、企画専門委員会(仮称)の委員ですけれども、委員長が委員を指名することになっていますけれども、委員の構成の考え方について事務局からご説明いただけますか。

○渡部食品医薬品情報係長 それでは、ご説明いたします。

先ほどご説明をいたしました、「企画専門委員会の設置について(案)」の第4「都民に対し速やかに提供が必要な情報の取り扱い」には、「速やかに都民向けに情報提供が必要と判断されるものを議決し、情報評価委員会として知事に報告する。」という規定がございますので、まず本委員会の委員長、副委員長が中心となった運営というのが第1点にあるかと思います。

2点目といたしましては、本委員会で検討すべき情報の選定を行っていきますので、本 委員会の委員の中から理化学の分野、微生物分野のご専門の委員に参加をしていただくこ とを考えております。

3番目といたしまして公募委員の参加、4番目といたしまして、そのほかそれぞれの課題によって専門の参考人等にご参画いただく、そういう形の構成を考えているところでございます。

○林委員長 どうもありがとうございました。

ただいま企画専門委員会(仮称)の委員の構成の考え方のご説明がありました。この中で本委員会の委員の中から理化学分野と微生物分野の専門家の参加ということになりますけれども、例えば微生物分野の専門家となりますと、中村先生もそのお1人ですけれども、何かご意見はございませんか。

○中村委員 やはり多角的に検討するためにはそういったきちんとした専門家を配置した

委員会がよろしいかと思います。

○林委員長 そうですね。やはり食品安全の問題の議論では、理化学分野と微生物分野の 専門家にご参加いただくということは必須の条件になりますね。

大沢先生、いかがでしょうか。

- ○大沢委員 基本的にはそれで結構かと思いますけれども、ただ、本委員会とのすみ分け といいますか、実際運営しますと内容的にオーバーラップしないかと、その点を少し危惧 しています。むしろ課題の選定作業という面が企画専門委員会(仮称)の中心であればい いんじゃないかと思うんです。
- ○林委員長 選定作業という場合にもやはり専門的な知識が必要ですね。
- ○大沢委員 ある程度はそうですね。
- ○林委員長 事務局のほうではいかがですか。
- ○古田食品医薬品情報担当副参事 私どもも屋上屋を重ねるような組織にしてしまっては 元も子もないというふうに思っております。やはり機能を絞り込んでコンパクトに検討が できるような専門委員会にできたらと思っております。
- ○林委員長 そうしますと、基本的に企画専門委員会(仮称)の委員構成の考え方は事務 局のご説明のとおりでよろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、おおむね委員の構成についてはそのように させていただくということで、時間が少しありますので……。

○古田食品医薬品情報担当副参事 実は各委員の先生のところにお話をお伺いしたり、あるいは電話でお聞きしたりした際に、おおむね先生方からはこの案についてはご賛同いただいていたのですけれども、企画専門委員会という名称が余りよくないというようなご指摘をいただいております。何をするのだかよくわからないということですね。国の機関と同じ名前をつけてもいかがなものかというようなご指摘かと思います。あと、私どもは

「食品安全情報インフォメーション」という新しく情報提供をするような名称を考えていたのですけれども、これも名称が非常によくない、都民の方にどんな情報をお出しするのか、もっとわかりやすい名前をつけてほしいというようなお話をいただいております。

できましたら、この場で先生方からのご意見を伺えればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○林委員長 最初に、企画専門委員会という名前が余りはっきりしないということで、これについてどういうのがよろしいかと。例えば課題を選定する専門委員会とか、情報を選

定する専門委員会というようなことになるんだと思いますけれども、どなたかご意見ございませんか。春日先生あたり、いかがですか。

- ○春日委員 では、たたき台としてたたいていただきたいと思いますが、簡単に情報選定 委員会というのはいかがでしょうか。
- ○林委員長 情報選定委員会ですね。これでよろしいですね。情報選定委員会あるいは情報選定専門委員会とか、そういうことで、服部先生、何か適当な……。
- ○服部委員 情報選定専門委員会という名称だと……。
- ○林委員長 情報選定、情報を選定するのか、課題を選定するのか。
- ○春日委員 課題を……。
- ○服部委員 課題ですかね。そうですね。
- ○林委員長 どっちがいいですか、課題か情報か。
- ○服部委員 課題かな、課題ですね。
- ○林委員長 課題を選定して、情報をここで検討するということになるとしますと、大沢 先生、いかがですか。
- ○大沢委員 そうですね。ただし、上がってきた情報以外にも、その場で出てくる情報もあるかもしれません。そういった意味では、課題だけでなくて、もうちょっと広い視野の観点も必要かと思いますので、情報でもいいかと思います。あるいは企画選定でもいいかもしれません。
- ○林委員長 企画選定、ますますわからないですね。
- ○大沢委員 もう1つは、専門委員会というのが親委員会の上にあってよろしいですか。 これは言葉だけの問題ですが。
- ○林委員長 そうですね。普通は専門委員会というのは下にあるものですね。
- ○伊藤委員 何か委員会というと非常にかたくなってしまう。この委員会はもうちょっと 融通性があってもいいだろう。課題によっていろいろな人が入る必要があるだろう。委員 会でなくてワーキンググループ的な、それぐらいの位置づけのほうが、本委員会と委員会 が2つ出てきてしまうと何か理解できないので、もうちょっとやわらかい名前が、何がい いのか私はなかなか出てこないんですが、そういうのがよろしいんじゃないかという気も するんですが。
- ○林委員長 例えば情報選定ワーキンググループというような名称の方がよいのでしょうか?

- ○碧海副委員長 ただ、先ほど事務局から説明のあった3枚目の「企画専門委員会の設置について(案)」の第4のところは結構重要だと思うんですね。そういう意味では、親委員会のやることをある場合には代行するという形になっていますね。ですから、そういう意味での位置づけがちょっとほかの専門委員会とは違うというふうに私は思うんですけれども、ただ、どうしたらいいのか、いいアイデアがないんです。
- ○林委員長 名前を専門委員会とすると専門という委員会を親委員会の上に置くことはお かしいということもありますが、適切な名前はありませんか。
- ○碧海副委員長 やっぱりこの第4のところがちょっとね。
- ○木村委員 済みません。形式的なことで恐縮ですけれども、恐らく設置の根拠が委員会規則第6条ですよね。ですから、専門委員会という名称を変えるのは難しいのかなと思うんです。専門委員会とすると、恐らく委員会の下に設置されることになって、そこで議論したものは上の委員会に上げるという形をとれるので、上下関係はそれほど問題ないのかなというふうには思ったんですけれども。名称はこの6条があるので、余りやわらかくしてしまうと根拠が何なのかということになってしまう問題があるのかという気がいたしました。
- ○林委員長 法律的に問題がなければそれでもいいんですけれども、事務局と木村教授で お考えいただく事も一計ですが。
- ○木村委員 名前はこの場で、何々専門委員会の何々のところは決めていただいたほうが いいと思いますけれども。
- ○林委員長 そうしますと、情報選定ということでお考えいただいたらいかがでしょうか。 ○古田食品医薬品情報担当副参事 情報選定専門委員会ということで。
- ○碧海副委員長 済みません。もう1つ、先ほどの問題に関連してなんですが、この第4 は直近の情報評価委員会に対しての報告だけになっているわけです。この専門委員会で決 定して知事に報告することができるとなっていますが、そのときに例えばメールを使って でも、何らかの形で親委員会に連絡することはできないんでしょうか。つまり、それがで きれば位置づけが割にはっきりするんですが、今のままですと報告だけになりますね。そ れがちょっと気になるんですが。
- ○林委員長 それはいかがでしょうか。
- ○古田食品医薬品情報担当副参事 第4のところで書いてあります「前項の議決により知事に報告」というような部分ですけれども、私ども先回、例えばカンピロバクターの報告

を知事に名前をもって報告させていただいた。これも知事への報告ですけれども、日々、 討議をいただきまして、議事録を上げさせていただく、このことも知事への報告の一種だ と思っております。ここで報告の種別を指定していないのでわかりにくいのですけれども、 ここで扱う知事への報告というのは、名前を冠したものではなくて、さまざまな私ども行 政のサゼスチョン、こういったこともできるというような規定をニュアンスとして入れた ものでございます。

ご指摘のとおり、また重要なものにつきましては本委員会に諮る必要が当然ありますので、専門委員会の中でその種別をしていただくように運営したいと思っております。

○碧海副委員長 くどいようですが、企画専門委員会の名称はまだ変わるかもしれませんが、この専門委員会も年4回ぐらいということで、いわゆる緊急性があるからといって絶えず招集されるものではないですよね。ですから、そういう意味では、これを情報評価委員会として知事に報告しますが、という連絡を親委員会の委員に差し上げて、それで一応のそれに対するチェックをいただくような方式をとったほうが私はいいというふうに思うんですけれども。

つまり、メールなりなんなり使えば1日、2日のうちにそれはできるわけですよね。ですから、こういう会合は開かずに皆さんのオーケーをとるということだけは、直近の親委員会で報告するのではなくて、そういう方式をとったほうがいいというふうに思います。

- ○古田食品医薬品情報担当副参事 ご指摘のとおりかと思います。
- ○林委員長 そうですね。どうもありがとうございました。
- ○古田食品医薬品情報担当副参事 可能な限りといいますか、連絡を速やかにおとりして 意思疎通を図りたいと思います。
- ○林委員長 もう1つ、「食品安全インフォメーション」という名称が余りぴんとこない ということで、何か適切な名称がないかということですけれども、若い方の御意見をいた だきたいと思います。
- ○関澤委員 そうですね。
- ○林委員長 この中で一番若い委員は春日委員、浅岡委員、何かご意見はありませんか。 ホームページを開く気がするというような名前をお考え下さい。
- ○古田食品医薬品情報担当副参事 今決めなくてはいけない事項ではございません。
- ○林委員長 そうしたら、浅岡委員、代田委員、春日委員に何かメモをしていただいて。
- ○古田食品医薬品情報担当副参事 また委員の皆様方からご意見をいただきまして決めた

いと思います。ありがとうございました。

- ○林委員長 そういたしますと、あとはほかに事務局のほうでこの問題について何かございますか。
- ○古田食品医薬品情報担当副参事 こちらの運営の件に関しましては以上でございます。
- ○林委員長 そうすると、一応10分だか15分だか休憩ということでよろしいですか。
- ○古田食品医薬品情報担当副参事 3時15分まで休憩にさせていただきたいと思います。

(休憩)

○林委員長 それでは、時間が参りましたので、再開させていただきます。

先ほどの企画専門委員会のことが少し問題になっていたんですけれども、後で戻って、 次の議題は「健康食品」専門委員会の検討経過のご報告ですね。では、これは梅垣座長か らお願いいたします。

〇梅垣座長 それでは、「健康食品」専門委員会の検討経過についてご説明いたします。 資料 2-1 をごらんください。これまで全 5 回の専門委員会を開催していまして、あと 2 回の委員会で検討をまとめる予定になっています。次回の専門委員会で取りまとめの骨子を検討する予定にしておりまして、きょうはこれまでに検討した主な事項を報告させていただきます。

ここの資料にありますように、検討の対象とする「健康食品」の範囲ですが、一番上に 書いてあります「健康の保持増進に資する食品として販売・利用される食品のうち、消費 者が自らの判断により利用するもの」としております。

次に、「健康食品」に対して問題となっている現状でございます。その資料の一番左側ですが、まず「科学的に不確かな情報の氾濫と適切な情報の不足及び伝達不足」があります。それから、「都民の「健康食品」への誤認、理解不足」「健康被害の発生」、このような現状になっております。検討の当初に委員から提出された多くの問題点をこの3つの文言にまとめております。これは前回の評価委員会において報告させていただきました。

検討に当たっての共通認識という真ん中のところですが、これらの問題を解消するためには、法律に基づく規制だけではなくて、「健康食品」にかかわるすべての者がそれぞれの責任と役割を果たしていくことが不可欠であるということが専門委員の共通認識となっています。そのために、今回の検討では、法律に基づく規制以外の部分について「健康食品」に関する情報――これは非常に妥当な情報でなければいけないのですけれども、そういうものを定義し、活用することによって「健康食品」に関与するいろいろな立場の者が

みずからの役割と責任を果たした上で相互の連携を図る。これが非常に重要なのですけれ ども、「健康食品」の安全な利用環境を整えていくことを目的としております。

真ん中の下の段ですが、検討の開始当初にこれらの目標を設定し、どのような立場の関 与者にどのような働きかけを行うことによって目標が達成されるかということを念頭に置 いて検討を進めております。

検討事項としましては、その資料の右側のところです。検討に当たっては「健康食品」に関するさまざまな調査報告や健康被害症例報告などを収集し、さらに医療機関などにおいて「健康食品」への対応状況調査を東京都で実施するなど、多くの資料を入手しています。この調査結果については後で事務局からご説明していただくことになっております。このような結果から、現在3つの柱を立てて検討をしています。

まず1番目は、都民の選択力向上のための製品・情報選択の手引の作成です。都民の5割以上が何らかの形で「健康食品」を利用している状況があります。こういうことを踏まえて、これまでのような健康被害の注意喚起ばかりではなくて、適切な使い方について説明していくことが必要である。また、「健康食品」に関する不確かな情報がはんらんする状況は今後も続いていくであろう、こういう状況があるわけです。そのようなことから、「健康食品」の安全な利用を進めるためには都民がみずから安全な選択を行う力を涵養することはとても重要であるという考え方から、委員会として、製品・情報選択の手引的な要素を含めた都民へのメッセージを整理することにしています。これは後で内容を詳しく

ご説明し、ご検討いただきたいと思っております。

かという観点でまとめを行う予定にしております。

2つ目ですが、関係者の取り組みの推進です。今回の検討では、目標達成のために医療関係者と事業者の取り組みの推進がまず重要であると判断しております。「健康食品」の安全性というのは、製品を供給する側の安全確保への積極的な取り組みが不可欠である。事業者に対しては「健康食品」の安全性や利用上の安全向上のために取り組むべき事項を示していこうと考えております。一方、医療関係者に関しては、東京都が行った調査から、「健康食品」への関心が比較的高く、患者からもよく相談を受ける状況にあるということなど、関与を進める要素や必然性もあることがわかりました。そのためにどのような形で関与を求めていくべきか、またそのために東京都はどのような形で連携を図っていくべき

3番目の健康被害の発生への対応ですが、東京都の行った調査の結果や近年の被害症例 の収集結果から、「健康食品」による被害情報は情報の共有や対応が非常に図りにくい状 況にあることがわかりました。これは「健康食品」の安全な利用には大きな障害となることがわかります。今後、被害情報を早い段階から収集するためにはどのような仕組みが求められるかということを取りまとめようというふうに考えております。

○林委員長 どうもありがとうございました。

では、何か事務局のほうで追加はございますか。

○古田食品医薬品情報担当副参事 続きまして、私のほうからは先日の専門委員会の中で報告のありました「「健康食品」の使い方、医療関係者も懸念!」というプレス記事をもとにこの調査結果を報告したいと思います。資料2-2をごらんいただきたいと思います。

これは、1枚目が先日の報道機関に公表した原稿でございます。東京都は今回初めて、 ちまたに大量に出回っている「健康食品」に関して、都内の医師、薬剤師など700名の 医療関係者に対してアンケート等を行いました。この目的等はさきに梅垣先生からお話の あったとおりです。

1枚めくっていただきまして、内容の説明をさせていただきます。医療関係者の「健康食品」に対する対応あるいは現状はどういったことかということを把握するために本調査を行いました。調査は、アンケート調査と直接面談をして行うヒアリング調査です。実施時期は、それぞれ2月から3月にかけて行いました。調査規模は、この3に書いてあるとおりですけれども、アンケートに関しましては、医師は開業医師、病院医師に分けて行っております。それから、薬剤師は薬局薬剤師と病院勤務薬剤師に分けて行っております。それから、ヒアリングにつきましてもおのおのの対象の方に行っております。総勢約700名の方を対象に調査を行いました。

主な調査内容につきましては、「健康食品」に対する関心、制度の把握、患者・消費者への対応、それから医療関係者が患者さんの健康被害を聞いた経験がどれだけおありになるか、また、今後必要な取り組みとしてどのようなことを思っていらっしゃるか等々についてお聞きいたしました。

めくっていただきまして、2ページ目が振ってあるところでございます。主な調査結果 に参ります。

1番、「健康食品」に対する関心ということで、薬剤師は約9割、医師は約6割の方が「健康食品」に関心を持っているという結果でした。また、「健康食品」に関する制度の把握ということで、医師は8割、薬剤師は6割が「健康食品」に関する制度を余りよく知らない、あるいは内容について自信がないとお答えになっております。

3ページ目で、「健康食品」の使用についての基本的な考え方をどのように思っていらっしゃるかということですけれども、医療関係者の約7割が健康食品の使用について場合によっては中止してもらうというような、どちらかというと否定的な考え方をお持ちだということがわかりました。

それから、「健康食品」に由来すると思われる健康被害調査体制――これは現在、厚生 労働省の通知に基づきまして、私ども行政が医療機関等々へ健康被害があったときに調査 をお願いする体制のことですけれども、約7割の方々がこういった体制をご存じではなか ったというような状況でございます。

それから、「健康食品」に関する患者さんからの相談頻度ということで、開業医師、薬剤師の皆さんは、「ほぼ毎日相談を受けている」と「週に1回相談を受けている」が3割から4割で、かなりの比率で「健康食品」に関する相談をお受けになっている状況がわかります。

4ページ目に参ります。7番、「健康食品」に起因する可能性があると推定される健康被害症例の経験で、患者さん等で「健康食品」が関連するかもしれないというような症例の経験が医療関係者の約2割の方はあるとお答えになっております。この健康被害ですけれども、必ずしも私どもが定義をしてお聞きしたわけではありませんので、自由記述欄には、因果関係が必ずしもはっきりしていないもの、また「健康食品」を使用したことによってお医者さんにかかるのをやめてしまった、そういったものも含んでいるということで、かなり幅広い範囲でございます。

また、「健康食品」の取り扱い状況について必ず確認をすると答えている医療関係者が 「健康食品」に起因する可能性がある健康被害を多く把握している。よくお聞きになれば、 当然それだけ把握する率が高いというようなことがわかりました。

5ページ目に参ります。今後必要な取り組みとしてそれぞれの医療関係者にお伺いしたところ、医師、薬剤師ともに、医薬品等との相互作用データベース、個々の製品についての成分など詳細な情報の開示、「健康食品」に使われる成分についての客観的な情報データベースなど、いわゆる「健康食品」の物についての具体的な内容とか、安全性にかかわる情報とか、そういったものが不足しているようなことがうかがわれました。また、医療関係者間で健康被害情報を共有化する仕組みなど組織的な取り組みが必要だというふうにおっしゃっている方が多うございました。

めくっていただきまして6ページ目に参ります。今申し上げてまいりましたのはアンケ

ート調査の結果です。次に、ヒアリング調査で直接お話をお伺いしました。幾つか項目があったうち主なものをここにまとめてあるのですけれども、「健康食品」の受けとめ方としまして、ここの図は、健康影響がある・ない、「健康食品」に対してポジティブな見方・ネガティブな見方、そういった事象を4つに分けて、それぞれの発言がどこにあるのかという分析を行いました。この分析の結果、医療関係者の「健康食品」に対する見方というのは一様ではなくて、さまざまな見方をされていることがわかったということです。

7ページ目です。今後必要とされる対応策についても同様に、人とモノ、それから拡大防止と未然防止の観点で4つの事象に分けまして、ご発言がどこに位置するのかというような分析を行いました。その結果、さまざま関係することがあるのですけれども、「健康食品」への対応を、さまざまな関係者が適切な情報を発信したり、あるいはそれぞれが役割を果たしていったりというようなことの必要性がこの中で広く読み取れるのではないかと思います。

それから、7番目の調査結果の総合分析でございますけれども、アンケート調査とヒア リング調査の結果を相互参照し、さらに既存の患者・消費者の「健康食品」への意識調査 などを総合して分析を行われました。この結果は私ども食品安全情報評価委員会の中で今 後検討していくというような内容で調査結果がまとめられております。

なお、概要について今ご説明申し上げましたけれども、この本文につきましては、申しわけございませんけれども、私どものホームページに全文約90ページの内容で掲載されております。詳しい内容について必要でございましたら、私どものところに印刷物がございますので、ご請求いただければ私どものほうからお送りいたします。

○林委員長 ありがとうございました。

次の議題が都民へのメッセージということですけれども、その前に、ただいまの梅垣座 長と事務局からのご説明について何かご質問とかコメントがございましたら、よろしくお 願いします。

特にないようでしたら、次の議事に入りたいと思います。先ほどの梅垣座長のご説明に ありました「健康食品」に関する都民へのメッセージについて検討したいと思いますけれ ども、梅垣座長、よろしくお願いいたします。

○梅垣座長 それでは、「「健康食品」に関する都民へのメッセージ(案)」をご説明したいと思います。資料2-3をごらんください。

都民へのメッセージ(案)は、都民が「健康食品」に関してより理解を深め、みずから

安全に利用するための選択を行うことができるようになることを目指して都民に伝えるべき事項のエッセンスを専門委員会で整理・検討中のものです。このまま都民に見てもらう趣旨のものではなく、最終的にはここの評価委員会から都に報告したものをもって都の普及啓発に活用されるというものでございます。

2ページ目をごらんください。ここに全体像を示しています。全体は3部構成となっておりまして、まず1部は「健康食品」への理解を促す内容、「「健康食品」を理解しましょう」ということです。それから、2部は「健康食品」の適切な利用を促す内容、「「健康食品」を上手に利用しましょう」ということです。3部は「健康食品」の安全な利用を促す内容ということで、「「健康食品」を安全に使うために」となっています。2部と3部は、製品や情報を選択するためのチェックポイントやチャートを盛り込んでおります。

まず、3ページからご説明します。「「健康食品」を理解しましょう」というところですが、「健康食品」にも食品としての生理作用があることを前提として、だからこそ安全性に気を使わなければいけないということ、それから「健康食品」を健康を得るための手段として過信してはならないということを説明しています。このような事項はこれまでの東京都の情報提供から一歩踏み込んだ内容となっております。

次に、5ページをごらんください。5ページ目は「「健康食品」を上手に利用しましょう」ということです。これは「健康食品」の適切な利用の考え方を、ビタミン、ミネラル、食物繊維などの栄養成分、要するに人でどれだけとればいいかというのが科学的にわかっているものと、それから非栄養成分・素材といった、まだ十分わかっていないもの、この2つに分けて説明しています。その上で保健機能食品といって国が行っている制度の食品などですが、これをどのように理解して利用すべきかということを解説しています。

次に3番目ですが、7ページに行きまして、「「健康食品」を安全に使うために」ということですが、「健康食品」を安全に使うための製品選択のチェックポイントと「健康食品」に治療への期待をかけて利用しやすいと思われる病気療養中の人に対して、「健康食品」の利用について治療との関連性を意識するよう、そういうことを促すルールを委員会独自で作成して盛り込んでおります。

きょうは「健康食品」に関する都民への情報提供のあり方という観点で、まずメッセージの全体像についてのご意見、不足していること、2番目に、専門委員会独自に検討した資料No. 2、3、5、6の理解のしやすさについて意見をいただきたいと思っております。それでは、独自につくりました資料のNo. 2、3、5、6についてさらに細かくご説明

したいと思います。

資料No. 2をごらんください。2ページ目ですが、資料No. 2「「健康食品」の安全性の目安」と書いてあります。非栄養成分・素材には食品としての摂取経験が少ないものもあり、安全性がよくわかっていないものもあるということを意識して、必要な注意を払うよう意識を持ってもらうことを目的に専門委員会で検討しているものです。ここでは「健康食品」の材料となっている素材の食経験と、もともとの食材からの加工の度合いに軸をとり、リスクの可能性をここに示しました I からIVというふうに 4 分類しています。これはあくまで都民が製品を見て注意が必要であることを認識してもらうことが目的のために、細かい分類はしておりません。余り細かく分類してしまうと、その情報は使われなくなってしまいますので、大まかに分類しているということです。それから、野菜やおやつなどというふうに安全性が異なることをつかんでもらいたいということが主な趣旨です。

例として、アマメシバで細気管支炎を起こした事例があります。 4分割したⅢのところにあるものですけれども、細気管支炎発症の被害が出て加工食品が禁止となっていますこのアマメシバですけれども、てんぷらなどとして食事に取り入れているだけの場合には被害例は少ない。この例のように、加工して、とにかく濃縮物にしてしまうと摂取量がかなりふえてしまいます。特定のものがかなり濃くなってしまいます。そうすると、Ⅳのところになってしまう。このように同じ食材でも加工することによってリスクの可能性が増すことを伝える必要があるということで、こういう図を作成しております。

次に、資料No. 3で次のページです。「機能表示の信頼性とその根拠情報との関係」です。専門委員会では、メディアの健康情報が過剰ではないかという意見が多くありました。いろいろ調べてみると、情報のはんらんを防ぐのは難しいことも非常によくわかったということです。そこで、都民側が情報を取捨選択する手段として、情報の判断のチャートを専門委員会でも整理することとなりました。ここに示しておりますチャートは、『食べ物とがん予防』という文藝春秋の文庫本になっております東北大学の坪野先生が出されているものを参考に、「健康食品」関連情報に当てはまるように一部表現等を変更しております。

これは有効性の判断材料であって、安全性とは若干違いますので、同じように考えると 混乱してしまうのですけれども、有効性情報、有用性情報ということで見ていただきます と、情報の信頼性のステップとして5段階に分けてあります。テレビとかネットで紹介さ れている健康情報を見ますと、著名人とか専門家の経験、動物実験の結果などを情報の根 拠としておりまして、ステップ1またはステップ2もクリアできないものがほとんどであることがわかります。今の「健康食品」の情報の現状はこういう状況になっているということでございます。

次に、資料No. 5をごらんください。資料No. 5は「製品選択のチェックポイント」です。「こういう製品を選びましょう」「こういう製品はやめましょう」というふうに2つに分けてあります。安全に使用できる製品のチェックポイントを委員会独自で検討しているものでございます。「こういう製品を選びましょう」ということは、法律等に規定がなくても、利用者の利便性や利用の安全性を考慮した表示、管理を積極的に取り入れたものを選べるようにという観点で、そこに示しますポイントを入れてあります。一方、「こういう製品はやめましょう」ということですが、これは氏名、住所の表示、法律の義務づけがないものでも科学的には信頼性が低い情報ばかりを広告として並べ立てているもの、明確な説明もなくて安全性が強調されているものは避けるべき製品のポイントであるというふうに挙げております。

次に、No. 6は「治療を受けている人に守って欲しい利用ルール」ということで、健康被害症例や既存の調査結果等を収集しました結果、自分が受けている治療に上乗せして「健康食品」を利用して被害を受けたと思われる事例が多く見られております。また、医療関係者の調査の結果、医薬品との相互作用など治療への影響を懸念する意見も多くありました。このようなことから、病気で療養中の人には健康な人の払うべき注意よりも少し高いレベルの注意が必要である、このようなルールをまとめています。食品の安全性というのは、恐らくすべての人に安全なものはないと思います。ハイリスクグループという方がいらっしゃいますが、そういう人はやはり注意しなければいけない、そういうメッセージを出さなければいけないということで行っています。

具体的にNo. 6で言いますと、1番目は「健康食品」を利用していることや利用を検討していることをまず医師、薬剤師などに伝えましょう。「健康食品」は食品に分類されますから、基本的にだれでも自由に選択するものですから、摂取している人が自分で注意しないと、ほかの人がどう手助けしようとしても手助けできないという背景がありますので、こういうことを守っていただきたいということです。

2番目に、利用している「健康食品」の種類や利用期間をはっきり把握しておきましょう。何を自分が使っていて、どういう特徴のものを使っているかということをわからないで利用されている方がいらっしゃいますので、そういうことを自分自身がしっかり把握し

ていただこうということです。

それから、現在の治療を中断しないようにしましょう。「健康食品」は食品で、安全だというふうに一般に思われていますけれども、そうではないし、病気の治療目的に使えるような「健康食品」というのは恐らく今はないと思います。そういうことをまず認識していただきたい、こういうことをまとめております。

今お話ししましたように情報を整理したいと考えていますが、どのような感想を持たれているかとか、いろいろなご意見がありましたらいただきたいと思います。

○林委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま梅垣座長から「「健康食品」に関する都民へのメッセージ(案)」 についてご説明がありましたけれども、ご質問、ご意見がありましたらよろしくお願いい たします。

○碧海副委員長 質問なんですが、資料2-3の5ページの「「健康食品」を上手に利用 しましょう」というところで、栄養成分と非栄養成分という分け方になっているんです。

「食事摂取基準が定められているものを栄養成分として説明します」という注が入っておりますけれども、こうして見ると、栄養成分というのが一般の人にきっちりわかるかなというのがちょっと気になりまして、例えば一般に市販されている栄養成分の表がございますね。あれならあれを見て、あれに載っているものは栄養成分だと思うということもあるのですが、非栄養成分と言われてしまうと、非栄養成分というのはこれまたよくわからないという気がするんですね。ですから、それならむしろ栄養成分を完全に列記するか、何かそういう手はあるものか。

もう1つの考え方としては、栄養成分対非栄養成分ではなくて、栄養成分と栄養成分に は入らないものというか、認められないものというか、そっちのほうが非常に多いわけで すね。そうでもないんですか。

○梅垣座長 この分類は非常に難しくて、例えば栄養成分と書いてあっても、学問的には 栄養成分でないというものも中には入っています。専門委員会ではそういう議論も出たま した。でも、消費者が見られるときは、そういう細かいことを言うと、余計わかりにくく なるだろうということで、分類しました。おっしゃるように名前は若干検討したほうがい いと思います。

栄養成分と書いてあるのは、要するに人がどれだけの量を1日に摂取すべきかという科学的なデータがあるもの、それは食事摂取基準として出されているものです。そういうも

のとそれ以外とは明らかに分けるべきであろうということで、一応便宜的に2つに分けて ありますが、名前としては先生がおっしゃったように若干検討しないと、学問的にも合わ ないようなものも中には入っていますし、一般の人がわかりにくい。一般の人のためにつ くっているものですから、やはりそれを優先すべきだということを考えますと、名前は今 後若干検討したいというふうに思っております。

事務局、どうでしょうか。

○古田食品医薬品情報担当副参事 ご指摘をありがとうございます。実際にこれを報告書として出す際には、当然ながら栄養成分とは何を言っているのかという一覧表とか、またわかりやすい、専門用語も今はそのまま使っておりますけれども、必要によってはその部分を言いかえた格好で加工していきたいと思います。

ただ、私たち、どれがわかりにくいのかというのがなかなかわからなくなってしまいますものですから、こういったご指摘をどしどしいただきたいと思います。

○大沢委員 3つほどあるんですけれども、1つは基本的なこの問題を取り上げるときのスタンスの問題です。先ほど、50%ほど都民の方がもう使われていると。そういう現状を追認する形で、それだけもう浸透しているならば利用の仕方に重点を置いて考えるのかということですね。従来は、より安全性の面を強調されていて、栄養は本来食べ物でとって、こういうものはあくまでも補助的なものであるという観点だったのですが、その辺をどういうふうなスタンスでとらえるかというのが1つですね。

もう1つはメッセージのほうですが、この中でいわゆる括弧つきの「健康食品」、これの定義といいますか、どういうものを指しているかというのが入っていないので、それが冒頭にやはりあったほうがよろしいと思います。実際には科学的な証拠がある程度検討されているものと、そういうものがないもの、それから中間的に健康・栄養食品協会で認定しているようなものとか幾つかありますので、そういういろいろなものがあるということは情報として与えないといけないと思うんです。それが1つですね。

もう1つは、2番目の見出しで「「健康食品」を上手に利用しましょう」、これだけ見ると勧めているような感じにとれてしまう。むしろそうじゃなくて、先ほどの現状を追認するという立場としても、やむを得ずそれを是認するという立場からしますと、「健康食品」の上手な利用は正確な情報からとか、もう少し言葉を補ったほうがいいかと思うんです。

内容は非常にきめ細かく、今までこれだけまとまったものはないと思いますので、これ

は非常に利用価値のあるいい情報だと思います。

○梅垣座長 基本的なスタンスですけれども、現状を追認するというよりも、だめだよと言っても、もう利用されている現状があり、今までの対策よりもやはり一歩踏み込んだ対応をしなければいけないという考え方です。ただし、きっちりした普通の日常の食生活をしてくださいといことが基本的な考えです。それができることが基本であり、できなくてもできるだけ努力して、安易に「健康食品」は利用しないでほしいという考え方です。国が認めている特定保健用食品にも同じような記述がされています。そのため基本的なスタンスはこれまでと変わらないというふうに思います。

それから、「健康食品」の定義は、先生のおっしゃるように、「健康食品」は国が認めている「保健機能食品」プラス「いわゆる健康食品」という定義で動いています。それは国と同じ定義でしていますので、最初にきっちり説明しておかないと正確に情報を理解できないと思いますので、それは入れていきたいと思います。

○古田食品医薬品情報担当副参事 今の補足ですけれども、お手元に1枚、「「健康食品」対策の概要」というものをつづりとは別の左側のところぐらいに、皆様のテーブルに置かせていただいたかと思います。ばらのものです。見つかりましたでしょうか。つづりのところではなくて、わきにたしか置いてあったと思いますけれども、よろしいでしょうか。

「「健康食品」対策の概要」と書いたものです。実は、私ども「健康食品」専門委員会の中では、既に対応している部分等につきましては、淡々といわゆる規制の部分につきましては取り扱っておりません。また、「健康食品」の定義につきましてはここの頭のところに書いたとおりです。「健康食品」につきましては法律的な定義がございませんので、分類が現在こういうふうになっていて、関係法令がここに掲げただけでも6つあるという複雑な状況になっている。この辺の部分につきましては本報告書の頭のイントロのあたりに入っていくべきところかと思っております。こんな格好で進めさせていただきたいと思っております。

○大沢委員 これは非常にいい表ですけれども、余り詳しく冒頭からこういうのが入って しまうと、かえってわかりにくいと思いますね。むしろ「健康食品」専門委員会の検討状 況という資料2-1の冒頭に、こういうものを対象としているというのがありますので、 これをもうちょっと砕いた形で、ただし、ここで言う「健康食品」にはそういう保健効果 についてある程度検討がなされているものとまだ不明のものがありますよと、断った上で、 その部分が最初に入っていればいいんじゃないかと思います。

- ○古田食品医薬品情報担当副参事 わかりました。ありがとうございます。
- ○春日委員 大沢委員のおっしゃるように、本当にこれは都民にとって重要なメッセージで、しかも資料No. 1から6まで非常に懇切丁寧に書かれているすばらしいメッセージだと思います。

私が申し上げたかったのは、もう既に大沢委員が3番目のポイントとしておっしゃった ことと全く同じで、この全体構成の2がタイトルだけ読むと利用を勧めているように誤解 されてしまうのではないかと感じたという点です。

内容を読ませていただきますと、ご説明をお聞きしましても、3の「「健康食品」を安全に使うために」ともしかして一緒にしてもいいのかなという気がしたんですけれども、章を分けている理由が多分おありだと思いますので、それをお聞きして、その上で章を分ける必要があるのであれば、大沢委員がご提案になりましたように別なタイトルに変えていただくとか、そういうことで検討をお願いできればと思います。

- ○古田食品医薬品情報担当副参事 わかりました。ありがとうございます。
- ○関澤委員 非常にすばらしい資料になると期待しているのですけれども、先ほどの

「「健康食品」を上手に利用しましょう」のところで、栄養成分と非栄養成分という分け 方についてご説明があったのですが、普通考えると、食物繊維というのは非栄養かなと思 うのですけれども、こういうふうに説明したらどうでしょうか。恐らく用量や用法がはっ きりわかっているものとそうでないものですね。物についてのメッセージとしては、用量 や用法のわかっているものはそれをできるだけちゃんと理解して使いましょうということ になるし、それがわかっていないものについては、さらにいろいろ注意が必要ですという メッセージになると思います。

もう1つは、最後の資料No. 6についていた治療を受けている方へのメッセージになる のですが、実際にはハイリスク集団として、人の場合に関する情報としては、副作用の問 題もございますが、例えば妊娠中の方とか、ほかにもいろいろハイリスクと思われる集団 もあると思いますので、幾つかそういう例を挙げていただいたらどうかなと思いました。

物に関しての情報としては用量、用法のはっきりわかっているものとそうでないものということで分けていただくとか、人の側については治療中の方あるいは妊娠中の方とか、 幾つかのハイリスクと思われる方についてメッセージをお伝えしたらどうかなと思いました。

- ○林委員長 どうもありがとうございました。いかがですか。
- ○梅垣座長 先生のおっしゃるとおりですけれども、ただ、用量、用法というと薬事法か何かにひっかかりますので、多分、必要量か摂取目安量か、何かそんなのでよろしいでしょうか。
- ○関澤委員 言葉はそういうことですね。
- ○林委員長 事務局のほうで何かありますか。
- ○古田食品医薬品情報担当副参事 結構です。ありがとうございます。
- ○林委員長 ただ、栄養成分の概念は決まっていますから、それぞれの立場で別の定義を することは難しいと思います。

ほかに何か。

- ○伊藤委員 都民へのメッセージということで3つに分けられて、これを読むことによって理解はできるのだろうと思うんですが、さて、じゃ、自分はどうしたらいいのという問題が出てきたときに、何か相談するところ、ホットラインとか、都の中にそういうものがあれば、すぐ連絡する、あるいはそれについての解決が得られる。もしそれがないと、じゃ、自分はこれを飲んでいるんだけど、どうなんだろうという疑問が出てくるんだろうと思います。そういう疑問にどういうふうにして答えていくかということが出るんじゃないかなと思うんですが。
- ○古田食品医薬品情報担当副参事 ご指摘のとおりかと思います。そこの部分は現在非常に欠けているところかと思います。さまざまな形で私どもが情報提供をしても必ずしも伝わらない。それから、個別具体的な自分の相談をどこにしたらいいのか。これは、現実には医療機関あるいは薬剤師の方、そういったところになろうかと思います。ただし、さきに医療機関の調査結果をご報告させていただきましたとおり、医療機関の方は関心はおありになるんだけれども、必ずしもそこに十分な情報が現在あるとは限らないというような状況がございます。そういった中で、私どもは医療機関とこういった部分を充実すべく取り組みを行うことが必要だというような認識は持っております。
- ○梅垣座長 今、伊藤先生が言われたのは非常に重要なところなんですね。それをやるために、いろいろな人がいて、それぞれの人がどういう役割をするかということをいろいろな検討の中に盛り込んでいく。今アドバイザリースタッフとか、私どもの研究所ではMRも養成していますし、いろいろなところとうまく連携をとって、すべて東京都でやるというのではなくて、いろいろな団体と連携をとって全体で対応できる。そういうことができ

るということも1つの重要な検討の課題なんです。役割分担をして連携をとって、都民の 人が求めてきたときにきっちり答えられるシステムにするということを検討の重要な項目 にしておりますので、今後また検討したいと思っています。

○碧海副委員長 先ほど「上手に利用しましょう」というタイトルそのものをもう少し考えたらどうかというご意見がありました。私もこの言い方にはちょっと抵抗があったんですが、そういう意味で言うと、例えば「「健康食品」を理解しましょう」にしてもやっぱり同じなんですね。私たちが何かいろいろな広報をやったりするときに、理解しましょうというのは、どちらかといえば、もうある評価があって、それがわかっていないからもうちょっと理解してという言い方にどうしてもとられる場合が多いと思うんですね。この中身を見ますと必ずしもそういうことではないんじゃないかという気がするので、これはタイトルの問題ですが、「上手に利用しましょう」だけではなくて、ほかの部分もあわせてタイトルは相当工夫していただいたほうがいいのかもしれません。これは事務局にむしろ申し上げることかもしれません。

- ○林委員長 それはよろしくお願いいたします。梅垣先生、今のに何かありますか。
- ○梅垣座長 タイトルは後で検討したいと思います。もし先生方でご意見がありましたら、 事務局のほうに伝えていただければありがたいと思います。
- ○林委員長 ほかに何かございませんでしょうか。

これを読んでみますと、2つの内容が感じられます。1つは、食品安全基本法が基盤になっています。食品安全基本法の消費者の役割の部分を都民の役割に置きかえると、この内容になります。もう1つの内容は、企業、事業者の責務というところで、これは食品衛生法に対応して書かれているというような感じを受けます。「健康食品」がこれだけ扱われていて浸透している以上は、こういう立場のものでなければ通用しないと思うので、これはいいと思うんです。

ただ、東京都としてはもっと前段階の議論をつけ加えるべきではないでしょうか。食品について普通の食品の使い方のほかに、健康の維持増進、あるいは疾患、疾病、病態の予防により資するような食品の使い方が本当にあるのかどうかの議論が必要です。それがイエスならば「健康食品」というものはあり得るんですね。現状ではそういう議論なしに話が進められているので、こういう立場で書くよりかしようがないのですけれども、いつかの時点で「健康食品」というものの本質についての議論を考える必要がある思います。

アメリカの栄養補助食品健康教育法はそういう立場でつくられていますでしょう。日本はそれなしにいきなり「健康食品」が出ているので大きな問題が起きているように思いますので、一度は原点に立ち戻って考えることも必要と考えます。

そういう点、服部先生、何かご意見ありませんか。

- ○服部委員 食育基本法ができまして、これから安全、安心という観点から、もちろん食品に関する、サプリメントまで含めて国民にどう選択させるか。実はこれを拝見していて、 梅垣先生のは今後すごく参考になる。
- ○林委員長 そうですね。これは力作ですよ。
- ○服部委員 裏づけのあるあれで、まさにこういったものを活用させていただかなければ 本当に網をかけられないと思って、さっきから拝見していました。

あと、栄養成分の定義も出ましたけれども、例えばβカロテンで肺がんの罹患率が、天然成分ではなくて化学合成でつくられたものによって何十倍にもなったという例が今までいろいろありますよね。今回それを並べたら切りがないでしょうけれども、結局、選ぶ場合の基準としてそういうものはここには載せられないのかどうかと先ほど思っていたんです。ある例として、これは危ないというのがはっきりわかっているのがあるんですね。ですから、そういうのを載せながら、いわゆる生産者のほうにも喚起する。消費者と生産者という立場、両方にわからせる必要があるんじゃないかと思ったんです。

○林委員長 資料No. 2の実際に発生した健康影響例で第Ⅲ象限にあるアマメシバについてですが、これは安全性についてわかっていないことがあるということではなく、情報検索が不十分だったか安全性情報の解釈が不適切だったためですね。コンフリーについて30年以上前から分かっていることです。用量作用の関係についての知見が十分でなかっただけです。

ですから、安全性についてわかっていないことがあるとか、食経験が浅いためだけではないのです。食経験の浅いものはみんなアマメシバと同じか、あるいはコンフリーと同じかというとになります。アマメシバはもっと深刻なものなので、別な特殊事例として扱う必要があります。

アマメシバについての委員会には村上先生が出ておられるんですよね。

○村上委員 はい、出ています。

濃縮の怖さみたいなものはこの例が割合にいいかもしれませんね。カロテンのほうも、 やはり濃縮とドーズというか、与えた量の問題があれはひっかかっているので、ちょっと

- 一般向きの例じゃないかもしれません。カロテン調査のほうは少し面倒です。でも、修正 したものでいろいろテストをその後やっていますから、そのうちはっきりすると。
- ○林委員長 服部先生がおっしゃるようにこれはよく書かれていて参考になります。ただ、 先ほどの用語の使い方を考える必要があります。それから事例の選択が適切でないと誤解 を招くことに鳴るので少しお考えいただく必要があります。
- ○梅垣座長 一番問題なのは、一般の人は食品に用量依存的な考え方がないんですね。だから、本当にほとんど入っていないのに効果があると思ったり、過剰にあっても大丈夫だと。今のβカロテンの場合、食材としてとれば何十ミリグラムもとれないんですよね。サプリメント、濃縮物にしてしまうととれる。ここの図で言いますと、IからIIに移行しているような事例、大体ここに当てはまるんです。重要なことは摂取量がどれだけになるか。アマメシバの場合も、問題が起きたのはやはり摂取量でないかということになっていますね。やせる目的で過剰に摂取したからああいう障害が起こってしまったということです。

もう1つ重要なのは、食経験といって、マレーシアのほうでアマメシバのレトルトを摂取しているんですね。でも、日本人は摂取していないです。だから、食経験というのは、あるものを摂取すると、私たちの体というのは解毒機能とかいろいろな機能、ちゃんと防御能ができてくるわけです。それを、突然よそから持ってきたのを多量に摂取すると害になる、そういう考え方ですね。食経験の理解というのもまだ十分できていない。そういう情報を流せばいいのかなとは考えております。

○林委員長 この下の I、IIについては適切な事例ですね。IIIのアマメシバは特定地域の問題です。一方、下のほうの事例は割合広い地域の問題なんです。これを同じに扱うと誤解を招きます。食経験が浅いといっても、使っている人は食経験は十分あると言っていますから、用量との関係だけなんですね。台湾ではもうかなりしっかりした健康障害のデータが出ていますね。日本で問題になる前から台湾のデータはきちっと出ているんですよ。ですから、これは食経験が浅いためというよりも、情報の入手あるいは解釈が不十分だったためと考えた方がよいと思います。

しかもこれは、先ほど村上先生がお出になった委員会では即禁止になったんですね。 〇村上委員 禁止しました。

- ○林委員長 禁止したということは懸念が大きいということですが、その後、調査をして いますね。
- ○村上委員 症例が出たんです。患者がはっきり出ましたので、母と娘が両方とも。

- ○林委員長 ですから、これは「健康食品」の範疇に入れて、情報が不十分とか、食経験が浅いというような観点での議論の対象とすべきでないと思います。
- ○梅垣座長 アマメシバですけれども、台湾でやせる野菜というのでジュースなんかに入れて多量に飲んだんです。いろいろな学術雑誌に細気管支炎を起こすというのは出ています。それを隣の沖縄だったと思うんですけれども、かなり栽培している。台湾は農薬が原因だったと。無農薬栽培されていたんですね。10年やって鹿児島でそういう症例が出た。ただ、インターネットなんかでは木になる野菜というので、ビタミン、ミネラルが豊富だと、まさに「健康食品」で売っていたんです。
- ○林委員長 それは日本じゃないでしょう。
- ○梅垣座長 いいえ、日本です。
- ○林委員長 沖縄でね。
- ○梅垣座長 沖縄で生産したものを日本全国で売っていたんです。
- ○林委員長 たしか、うちらのは決して台湾のものとは違うんだというようなことが書いてありますね。
- ○梅垣座長 そうですね。でも、因果関係はよくわからないけれども、日本で同じ症状が 出たというものですね。
- ○林委員長 だから、その場合でも台湾での問題を十分に考慮しないで製品化した。ある いは健康障害の原因を十分な根拠なしに農薬のせいにしてしまったことに問題がある事に なりますね。
- ○梅垣座長 そうですね。
- ○林委員長 アマメシバが悪いと言うかどうかは別として、これを使ったこと自身がやっぱり情報不足であったということなんです。だから、そういうものも確かに「健康食品」として扱う事についての検討が不足のまま、健康食品として売られているものもあるという事です。
- ○梅垣座長 特殊事例というか……。
- ○林委員長 こういうものも入っている可能性はあるということぐらいですね。
- ○梅垣座長 この例は、食経験があるから安全だというのを前面に入れてきたんですね。 そうすると、いろいろなものにこの例は適用できるんです。だから、一番問題なのは摂取 量なんです。過剰に摂取しなければそういう問題は恐らく起きないであろう、そういう意 味ではいい例と。

あと、この事例は委員会でもいろいろ話題になったんです。問題は、国が公表している ものを出すことはできるけれども、それ以外のものをここに当てはめてしまうと非常に問 題があるので難しいということで、国が出している情報を当てはめたということになって います。

- ○林委員長 それはいいんですけれども、それを4つに分けて、4つの中の第Ⅲ部分の典型例がアマメシバやコンフリーであるとしますと全体的の印象として、「健康食品」をすごく危険視しているということになります。それが問題なのです。
- ○碧海副委員長 今のに関連して質問なんですけれども、ハーブはどうなるんですか。つまり、ハーブ類は、前にも申し上げたことがあると思うんですが、ハーブティーなんかにして飲んでもちろんいいんですが、煎じるなというのはハーブの使い方の中で相当一般的な注意として必ず出てくるんです。だから、煎じて濃縮してはいけないというのはごく普通の生活情報として海外のハーブ関係の本などには出てくるんです。コンフリーだってまさにそうですが、やっぱり同じようなことが言えるんじゃないかと思うんです。ただ、ハーブは「健康食品」ではないですよね。
- ○梅垣座長 いや、入っていると思います。
- 一番重要なことは、科学って物すごく進歩しているんです。私たちが知っているのは現時点、あくまでも今わかっている情報なんです。 β カロテンの場合は、10年前ぐらいは肺がん予防にいいと、いろいろな学者の人も全部信じていたんです。でも、何年かたっていろいろな試験をしてみると、そうではないという事例も出てきた。だから、先ほど大沢先生がおっしゃいましたけれども、基本的なスタンスは日常のきっちりした食生活をやる、これが基本なんですよね。かつ、何か「健康食品」を利用したいという社会的な要求がありますから、そのためにどういう情報を我々は消費者に出せばいいかというその次の問題になっていますから。
- ○碧海副委員長 ただ、「健康食品」だと今おっしゃいましたが、ハーブは「健康食品」 として定義されているんですか。
- ○梅垣座長 「健康食品」自体が明確な行政的定義はありません。
- ○碧海副委員長 ですよね。ですから、私自身はスパイスとかハーブにある程度かかわっているものですから、私自身はハーブを「健康食品」だと思ったことはないです。
- ○梅垣座長 その認識がそれぞれによって違うので、そういうこともやはり検討しなきゃいけないということです。

○碧海副委員長 そうすると、こういう情報が出たとしても、スパイスやハーブはどう考えるのかということによっても違ってくるわけですね。

○梅垣座長 そうですね。だから、物をどのように使うか考えて、例えばハーブでにおい程度の本当に少量使うのだったら、これは問題ないですけれども、そのときにハーブは非常によく使ってきたものだという触れ込みで安全性を強調して、濃縮物を摂取するような状態にしてしまうと、この図でわかるように危ないというか、ちょっと危険性が出てくるようなことになるんです。そういう読みができるような図にこれを考えているわけです。
○林委員長 ちょっとしつこいんだけれども、4つの象限に分けるというよりも、被害が起こったことの背景あるいは原因についての分類のほうが正しいんじゃないかと思います例えばアマメシバの場合には余りにも情報の検索が不足のまま製品化してしまった。それから、甘味料のDーソルビトール、これはこれでよろしいですね。例えばコンフリーについても、やはり情報検索不足が原因となっています。薬事法の違反による被害もあります。そういうような立場で分類されたほうがよくわかるんじゃないかな。無理にこういうふうにしてしまうと誤解を招くような感じを受けるんですね。だから、この図をつくる前の最初のドラフトのほうが適切であったように思います。

○古田食品医薬品情報担当副参事 この資料No. 2の部分につきましては、実は事務局の中でも、あるいは専門委員会の中でも随分議論のあるところでございますので、再度、事務局の中あるいは委員の皆様とも取り扱いについて検討させていただきたいと思います。 ○林委員長 そうしないと、先ほどの食品安全基本法で都民への理解をサポートするということの前半と、後半は食品衛生法で非常に取り締まりをきつくしたというような感じを受けてしまうので、何か少しお考えいただいたほうがいいかなと。

座長が余りしゃべっちゃいけないんだけれども、ほかに何かご意見は。

○服部委員 いろいろあると思うんですけれども、毒にも薬にもならないのかもしれませんけれども、例えばプロポリスがありますね。これがあるところでとれたものは有効だというのがあって、ブラジルのミナス州でとれたものは非常に有効で、沖縄と日本の場合も十何カ所あるんですけれども、沖縄と済州島以外のものはポプラ系なんです。ユーカリ系とポプラ系があって、ユーカリ系でミツバチがとったものに関してはそれこそ10倍、20倍の影響力があると。こういったことはわかっている情報だったら――プロポリスは「健康食品」ですか。

○林委員長 健康食品に入れている例もあります。

○服部委員 ということなんですね。ですから、そういうのが僕もよくわからない部分があるものですから、今後整理していただいて、いいものはいい。全然効き目がないものまで売っていることは事実で、これの裏づけも随分出てきているみたいですから。済みません、余計な話になってしまったかもしれません。

○代田委員 私も専門委員会に出席をさせていただいてこれの議論に加わったもので、今の「健康食品」に関する都民へのメッセージについて皆さんからたくさんご意見をいただいて、今後の参考に大変なるかと思いました。

これを作成した経緯というものは、資料2-1にあります都民の選択力向上のためというのが基本的な考え方にありまして、50%の使われていない方、もしかするとこれから使われるかもしれない方と、それから50%の既に使われている方、両方に向けたものですけれども、50%の使われている方が今ご自身の使われているものについても51度見直してみられる。それから、50%の使われていない方、あるいは使おうかなと考えておられる方が、自分にとって本当に必要かどうかを判断されて、また安全なものを選択されることをお手伝いできる資料ということでつくられたことを委員会の皆さんに理解していただき、今いただいた意見をまた私どもも考えていかなければいけないと思います。どうもありがとうございました。

○中村委員 今までの議論を聞いていまして、これをつくったポリシーみたいなものがわかって、都民へのメッセージというのは本当に必要だとは思のです。現状が余りにも進み過ぎて、それに行政が本当に追いついていない。それから、その環境の整備も追いついていない。この中で一番大切なのは、アドバイザリースタッフみたいなものも行政がおくれてついていっているわけですね。相談員としてのスタッフが整備されていて初めてメッセージを受けた都民が相談できるわけだけれども、現状としてそれもおくれている。だけれども、今おっしゃったように50%の都民がもう使っている現状をこのまま放置しておけないわけで、どういう言葉でどういうメッセージなら、都民がもう一遍それで勉強しよう、情報をきちっと選択しようという、都民の資質向上のためにこのメッセージが使われればいいわけなんですよね。

その意味では、先ほど委員長が余りしゃべってはいけないとおっしゃりながら一生懸命 強調していらっしゃった、それから梅垣先生もおっしゃった大きなポイントは、やっぱり 量の問題だと思いますね。安全性の目安にしても、それからここで書かれている過剰摂取 に気をつけましょうというものがほかのものと同じレベルで記載されていますね。この辺 をもう少し強調するような表現の仕方だと思うんです。内容はとてもよく整理されている と思いますので、どこを強調して、都民へのメッセージとして何を情報として一番気をつ けてほしいかと。

今使われている「健康食品」というのは量の面で非常に問題の多いものがあるというふうなこととか、結論に持っていけば、きちっとしたバランスのとれた食事をすればいいことになるわけですけれども、そんなことを言ってはいられませんよね。現実が進んでいるし、そこで大変な障害をしている人たちもいるわけです。経済が優先しているときはとてもそれを修正するのは難しいと思いますから、そういった意味で賢い都民になるために、ここで議論し、メッセージを出そうとしているので、その量の問題を強調するようなメッセージの書き方というのですか、これは一番初めのイントロダクションみたいなところでもいいと思うのですが、そういうことを強調した上でこれを使うとよろしいのではないでしょうか。メッセージを出すことはとても大切なことだと思いますので。今までの議論を聞いていてそう思いました。

- ○林委員長 どうもありがとうございました。用量の問題の記述をもう少し考えたほうが いいということですね。
- ○中村委員 それをちょっとね、並列、そのうちのワン・オブ・ゼムになっているような 気がするんですね。
- ○林委員長 そういうことで事務局のほうでも少しお考えいただくことにして、どうもい ろいろありがとうございました。

この問題について今後の取り扱いはいかがですか。

○古田食品医薬品情報担当副参事 熱心なご議論、ありがとうございます。

今回のご議論をまた踏まえまして、引き続き専門委員会で検討を進めていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

- ○林委員長 専門委員会での検討の方向性がきょうの最後の中村先生のご意見で出たようなので、それに従ってやればよろしいですね。では、引き続きよろしくお願いいたします。
- ○古田食品医薬品情報担当副参事 ありがとうございます。
- 〇碧海副委員長 済みません。もとへ戻るようですが、先ほどの企画専門委員会(仮称)を第 6 条との関連で専門委員会ということで説明されましたが、第 6 条をよく読むと、あの専門委員会は当てはまらないんじゃないかということが 1 つ。ですから、資料 1 の 2 枚目の A 3 の資料がございましたね。安全情報評価委員会と企画専門委員会(仮称)との位

置なんですが、第6条というのは個別課題の専門委員会には当てはまるんですが、企画専門委員会(仮称)は当てはまらないんじゃないかというご意見が休憩時間に、小久保委員からもあったんです。

それとあわせて、やはり親委員会の中に含まれる形でワーキンググループもしくは小委員会というような感じで置いたほうがいいんじゃないかというふうに考えたんですけれども、その点はいかがでしょうか。つまり、今考えられている企画専門委員会(仮称)というのは第6条で考えられているわけですよね。

- ○小久保委員 よろしいですか。
- ○碧海副委員長 私の説明が舌足らずで。
- ○小久保委員 私の名前が出たもので、ちょっと。実はさっき、企画専門委員会という名称をどうするかという話になって、専門委員会という名前をつけると、第6条の専門委員会の内容を見たものとどうも整合性がとれないんじゃないかというふうに考えたもので、お話ししたようなわけです。
- ○林委員長 とにかく企画専門委員会(仮称)というものはなければならないということですから、それはつくるとしても、名前と内容が整合性のとれるような名称にすべきという事ですね。
- ○碧海副委員長 そうです。名称と位置ですね。
- ○林委員長 だから、その点について事務局のほうでお考えいただいて、位置づけについては、木村委員のご意見なども入れて決めて下さい。位置づけと名称をね。
- ○古田食品医薬品情報担当副参事 今のところをちょっと確認させていただきたいのですけれども、企画専門委員会は、今回名称はご検討いただいておりますけれども、ほかの専門委員会といわゆる同等です。評価委員会の中の1つの専門委員会です。この中には、現在既に設置されている調査勧告専門委員会があります。それから、選定された課題に対する個別の専門委員会、これが「健康食品」の専門委員会です。これとは同列なものになります。
- ○碧海副委員長 そうしますと、この第6条の専門委員会の2、3、4、5、6、7、8 にあるこれに沿うということですよね。
- ○古田食品医薬品情報担当副参事 そうです。
- ○碧海副委員長 そうすると、例えば緊急の場合はこの企画専門委員会(仮称)で最終的に決定して、先ほど知事への報告というようなご説明がありましたね。そうすると、これ

は当然委員長が最終的には決められるというか、そういうことになると私は思うんですが、 ほかの専門委員会というのはむしろ座長を別に決めて検討を進められる場合が多いわけで すね。

- ○古田食品医薬品情報担当副参事 その委員会の中で互選で決まります。
- ○碧海副委員長 ですよね。でも、この企画専門委員会(仮称)というのは、いわば親委員会の縮小版というか、場合によってはそういう役割を果たす場合があるわけですね。さっき申し上げたように、親委員会の委員全員にチェックをしてほしいという意見は私は申し上げましたけれども、ほかの専門委員会とは性格がちょっと違うと思うんですよね。
- ○林委員長 専門委員会の5に「専門委員会は、所掌事項に係る調査を行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者から意見又は説明を聴くことができる。」ということなんですけれども、確かに先生が今おっしゃるとおり、ちょっと違うかもしれない。
- ○碧海副委員長 いや、だから、第6条にそぐわないという感じなんです。
- ○春日委員 私はこの規則を読む限りはそんなに違和感なく読んだのですね。親委員会の 所掌事務を分掌させるというところに、親委員会で検討すべき情報の課題を選定するとい う所掌を当てはめて企画専門委員会(仮称)をつくっても、それで合うことかと思いまし た。
- ○碧海副委員長 その場合、情報課題の選定だけじゃなくて、最終的に知事への報告をする場合があるわけですね。
- ○春日委員 そういうものも分掌された所掌として位置づけることも可能じゃないかと私 は感じたんです。それから、専門委員会の座長というものも専門委員の互選ですので、委 員長が座長を兼ねるという形に互選したっておかしくないと思いますので、特にこの規則 を読む限りは、私はそのままでいいのではないかなと理解しました。
- ○林委員長 これは事務局から、木村先生のご意見を伺ってお考えいただけますか、名称 と同様に。
- ○碧海副委員長 じゃ、私の意見だけ申し上げておきます。私は親委員会との関係というのを非常にこだわっていまして、やっぱりここが最終的には決めるところというふうに思っているんですけれども、そういう意味では私はどうしてもこれがひっかかるんですよね。先ほど名称の問題もありましたので、これはあくまで個人的な意見と思って聞いてくださればいいんですが、例えば情報選定小委員会とか、ワーキンググループとかいう形でこの親委員会の中にそういうもう1つのグループというか、委員会があると。委員会というと

またひっかかるのかもしれませんが、そういう位置づけなんじゃないかと私は思っている ので、意見だけ申し上げておきます。あとは時間の問題がございますから。

○林委員長 今のご意見も参考にして事務局のほうでお考えいただくということにしまして、まだ実は報告事項が残っておりますので、これは事務局のほうでよろしくお願いします。

○古田食品医薬品情報担当副参事 それでは、次に進行させていただきます。

資料3をごらんいただきたいと思います。「奥多摩町で駆除された野生シカにおけるE型肝炎ウイルス保有状況等実態調査」をまず報告させていただきます。これはE型肝炎ウイルスの保有状況で、既にこれまで平成15年11月6日の第2回委員会、平成16年8月26日の第5回、それから平成17年1月の第6回でこのE型肝炎については話題として取り上げさせていただいたところです。それぞれの委員会の中で、ほかの県での状況あるいは食中毒の状況等を踏まえまして、東京都内での状況がどうかということが話題となりました。それを受けまして、私ども平成16年度にさまざまな調査を行ったものでございます。その55、きょう資料として用意いたしましたのは奥多摩町でのシカの調査結果です。

結果をかいつまんで申し上げますと、奥多摩町の野生シカの有害駆除等でシカを屠殺するわけですけれども、肝臓29検体、血液28検体及び腸内容物24頭分について調査を行いました。

その結果、肝炎ウイルスにつきましてはすべて検出されませんでした。ただ、血液の28検体のうち4検体に肝炎の抗体があったということです。過去にウイルスにかかった経緯があるのではないかと推察されます。14.3%に感染履歴があることが示唆されたということでございます。そのほか、この調査では肝炎ウイルス以外に食中毒起因菌あるいは原虫について調査をいたしましたけれども、すべて検出はされませんでした。

現在、この春から引き続き調査を行っているところでございます。まだことし分の調査が途中ということで報告書で上がってきていないのですけれども、この春にやはり31頭のシカを検査しております。この春の31頭のうち、ウイルスはすべて出てきていないのですけれども、5頭につきまして肝臓と血液から抗体が検出されたということで、パーセンテージとしては16.1%という結果でございました。

なお、これと肝炎ウイルスにつきましては豚の肝臓の問題がございまして、既にさきの 委員会の中で平成15年7月から10月にかけて実施しました207検体につきまして報 告は申し上げております。 207 検体につきまして、やはりウイルスは検出されていないのですけれども、61 検体、29.4%から抗体が出てきたということです。平成16 年度 1月から12月、1年間では254 検体検査をいたしまして、やはりウイルスは出てこないのですけれども、99 検体、約39%から抗体が出てきたというような結果でございます。

○林委員長 どうもありがとうございました。

ご意見をいただきたいのですけれども、時間がないものですから、ご専門に近い小久保 先生。

- ○小久保委員 グルメですとか、私もかなり前になりますが、八王子でシカの肉は食べた ことがあるんです。野生シカ、それから今飼育しているシカもあるという話も聞いていま すので、そこら辺も含めてもう少し広く調査したほうがいいかなという気がしていますけ れども、いかがですか。
- ○林委員長 いかがでしょうか。もう少し広く検討する必要があるんじゃないかとお考え もあると思いますが。
- ○服部委員 長野県でことし、シカ等を食べる会というので、僕が審査員で呼ばれていって、東京都にも事前に今の現状はどうですかとお聞きしたりして、E型肝炎の問題も聞いて伺ったんです。生というか、血が滴るのが出てくるんですね。まだわからないのに、これをされちゃ困るなと思って、田中県知事もいたんですけれども、いただきましたが、僕はもっとよく焼いてくれとか言ってしまいました。その辺まで含めて、今随分やたらに野生シカを駆除しなければいけないという問題が出てきているので、東京だけの問題でなくて、それを裏づけとらずにやっているのに警告を発する必要があるんじゃないかと思うんですね。
- ○林委員長 そういうためにはやはり調査を続けなければいけないという小久保先生のご 意見ですね。
- ○服部委員 していただくとありがたいですけど。
- ○小久保委員 やっぱり消費者に加熱させて食べさせるというのはちょっと危険かなという気がします。それにはもうちょっと調査を続けておいたほうがいいかなという気がしていますね。
- ○林委員長 春日先生、いかがですか。
- ○春日委員 駆除された野生シカだけではなくて、可能でしたら都内で流通しているシカ

肉、イノシシ肉、そういうものの調査もしていただけたらと思いますが、可能でしょうか。 ○古田食品医薬品情報担当副参事 現状としてどれだけ流通しているのかというのはなかなか把握しづらいところでございます。シカにつきましても、有害駆除というような観点ですけれども、実は奥多摩町で産業化を今考えているということで、町の協力があって検体が集まっているところなので、どうも一般的には地元で消費されてしまうのが現状のようです。また、流通等でそういった状況があるようでしたら調査等を考えていきたいと思っております。

○林委員長 小久保先生のおっしゃるとおり、調査を少し進めていきたいということですね。それはよろしゅうございますか。では、どうもありがとうございました。それはよろしくお願いいたします。

引き続きまして、報告事項の説明をお願いできますか。

○古田食品医薬品情報担当副参事 次は資料4をごらんいただきたいと思います。「輸入食品中のクロロプロパノール類について」の追加調査でございます。このクロロプロパノールにつきましても、平成16年2月の第3回、それから平成16年8月の第4回で情報を出しているところでございます。今回、やはり私どもの検査機関を使いまして検査した結果についてご報告をさせていただきます。

検査対象及び内訳でございます。調味料106品目、つけ物、そうざい25品目を調査いたしました。このうちクロロプロパノールの含有量でございますけれども、3-MC P D、これは、このプロパノール類の中で暫定的ではございますけれども、耐容摂取許容量が既に設定されているものでございます。これにつきまして106検体中22検体、2 1%から0.01~9.1 μ g/gの検出がありました。このうち検出した値が高いものはフィリピン産のしょうゆ3検体で1.9~9.1 μ g/gでした。それから、タイ産のしょうゆ2検体、魚しょう1検体から0.26~0.87 μ g/g検出されております。

日本ではクロロプロパノール類につきましての基準はございませんけれども、外国で基準が設定されているものがございます。その基準から見ますと、今申し上げた部分でフィリピンのしょうゆはカナダの規制値を超えているということです。それから、タイ産のしょうゆにつきましてはオーストラリア等の規制値を超えているということです。

それから、つけ物 2 5 検体を検査しましたところ、 3 検体から検出をいたしました。いずれも中国産で調味梅干しから0.06 μ g / g、しょうゆ漬け 2 検体から0.03 ~ 0.07 μ g / gを検出しております。そのほか1,3 - D C P は検出されておりません。 2,3 - D

CPは、わずかタイ産のしょうゆ類から検出されております。

この裏面に詳しい検出状況が再掲されております。

なお、国によりまして規制値が非常に大きく異なっておりまして、先ほど申しました規制値、特にEUの規制値とアメリカ、カナダの規制値につきましては50倍もの開きがございます。

このプロパノール類につきましては、国の食品安全委員会でも注目しておりまして、ことし2月23日に、安全委員会がみずから食品健康影響評価を行う案件の候補の選定ということで、参考資料3につけさせていただいている資料でございますけれども、4つの課題のうち1つに選定されております。この裏面に詳しい状況が載せてありまして、クロロプロパノールについての解説と、私どもが既にこの評価委員会あるいは「食品安全情報リポート」に載せた東京都での検査結果14検体について検出されなかったというような情報も載せてあります。この安全委員会ではこれから安全性評価を行うということでございますので、私どもとしてはこちらのほうにこれまでの検査結果等の情報提供を行っていく必要があるというふうに思っております。また、この評価につきましてはこの安全委員会の結果をまってもよろしいのではないかと思っております。

○林委員長 どうもありがとうございました。

EUとアメリカが違うというのは、この物質が持っている遺伝毒性が健康障害の発現にどの程度関与しているかどうかということについての見解の違いによるものですね。ここでは、安全委員会の結論をまつということが大事だと思います。

じゃ、クロロプロパノールの次は。

○古田食品医薬品情報担当副参事 次は資料5で「航空機において営業上使用される飲料水等の衛生管理について」でございます。この話題につきましては、平成17年1月の第6回評価委員会の中でC判定ということで、情報としては安全リポートに掲載しなかったものでございますけれども、国内での状況について、検査体制等についてきちんと調べる必要があるという宿題をいただきまして、今回その結果をお示ししているものでございます。

結論から申しますと、どうやら過去には特に外国の航空機での不衛生な状況があったというような記述がされております。現在私どものところでは羽田空港が飛行場で関係するところですけれども、羽田空港につきましては、関係者の中で協議会をつくりまして衛生等の確認を行っているというようなことです。そういったことがこちらの資料に書いてあ

ります。

また、飲料水の実際の検査結果の抜粋が書いてありまして、航空会社別の検査結果が書いてございます。この検査においては特に問題はなかったという状況でございます。

- ○林委員長 ありがとうございました。資料のほうはお読みいただくといたしまして、次のカンピロバクターですか。
- ○古田食品医薬品情報担当副参事 次は資料6の食品衛生教育用ビデオの件でございます。 資料6にこのビデオの表紙のコピーだけをつけさせていただいております。これは昨年 の評価委員会の知事への報告、カンピロバクターの報告をもとに私どもが食品衛生協会に 委託してビデオを作成したものです。この初めのタイトルに資料提供、東京都食品安全情 報評価委員会というのがすぐに出てきます。きょうは時間の関係で皆様に見ていただくこ とができないのですけれども、この委員会の仕事といたしまして、情報について都民にわ かりやすい形でのリスクコミュニケーションについての指導をいただくというようなこと でございますので、私どもが作成したビデオにつきまして後ほど委員の先生方に送らせて いただきますので、その内容等についてごらんいただいて、またご指導等をいただければ と思います。きょう間に合わなかったことをおわび申し上げます。
- ○林委員長 どうもありがとうございました。

次の東京都食品安全推進計画と東京都食品安全審議会への諮問について、これをご説明いただけますか。

〇小川食品監視課長(代理) 食品監視課の中村と申します。よろしくお願いします。本来ならば課長の小川がお邪魔するところでございますが、所用により欠席でございますので、私のほうからご説明させていただきます。

参考資料1をお開きいただければと思います。東京都の食品安全推進計画でございますが、本年3月に策定をしてございます。この計画は何かと申しますと、昨年に食品安全条例を策定しておりますが、その食品安全条例に基づきます具体的な取り組み、食品の安全に関しまして生産から消費に至るスパンの中で東京都の取り組みの計画ということで策定してございます。お手元の参考資料、説明資料がございますが、1枚めくっていただきますと、全体像が右にあるかと思います。これに従いましてご説明をさせていただきます。

この計画の中に何が書いてあるかということですが、その図の左上に書いてございます。 まず、東京都が実施すべき施策の全体像を示そうというのが1点です。次に、その中で特 に重点的、優先的に取り組むべき事項を示していこう。これは戦略的プランと呼んでおり ますけれども、そういうものを示していこう。3点目としまして、この計画の検証方法も この計画の中でお示しをしてございます。

では、具体的なものでございますが、下のほうに書いてございます施策の体系ということで、先ほど施策の全体像というお話をしましたが、その全体像をこのような体系で分けまして、50ほどの施策をここに位置づけてございます。その体系の中には、事業者責任による食品の安全確保ですとか、生産から消費まで一貫した未然防止・拡大防止、あるいは関係者による相互理解と協力の推進と、実は食品安全条例の中の基本理念を受けてこのような3つの施策の柱を立てまして体系づけているものでございます。

この全体像の中で特に優先的あるいは重点的に取り組むべき事項を戦略的プランということで、図では右のほうになりますが、11のプランを掲げてございます。

まず1点目、東京都食品衛生自主管理認証制度の充実と書いてございますが、これは食品の安全を確保するための事業者の自主的な衛生管理を促進しようという事業でございます。飲食店なり、あるいは小規模な製造業なりでも、HACCPまではいかないまでもその衛生管理に取り組んでいる事業者があります。そういうものを都独自に認証して、都民にそういうきちんと衛生管理をやっているところをお知らせをしていこうという制度でございます。

2番目としまして、東京都生産情報提供食品事業者登録制度の促進がございますが、生産者の中には、例えば農薬の使用状況ですとか、あるいは製造者の中には製造方法なりの情報を公開している事業者がいらっしゃいます。そういう事業者を東京都が登録いたしまして、やはり都民の方にそういう事業者をお知らせする事業でございます。

3つ目といたしまして、情報の収集ですとか分析・評価、施策への反映、この中には本 会議でございます情報評価委員会も位置づけられるということでございます。

- 4点目としまして、全庁的な危機管理の強化を図っていこう。
- 5点目としまして、輸入食品の安全対策の充実。
- 6点目としまして、農産物の生産段階での指導の充実。

7点目としまして、来年予定されていますが、農薬のポジティブリスト化が進められて おります。そのための検査体制の整備を図っていこう。

8点目としまして、今現在こちらの専門委員会でご検討いただいています「健康食品」の対策を推進していこうということです。

9点目といたしまして、情報共有化の観点から適正な食品表示を推進していこう。

- 10番目としまして、食品の安全に関する食育の推進。
- 11番目としまして、リスクコミュニケーションの推進、こういうものを進めていこう という計画でございます。

次のページをめくっていただきますと、今申し上げました11の重点的な事業につきま しての現状を簡単にまとめてございます。

まず、先ほど申し上げました1点目の食品衛生自主管理認証制度の充実で、今現在10の業種、①から⑩までございますが、対象業種10業種で制度を進めております。この計画は5カ年計画という形で進めてまいりますが、5年後にはすべての業種にこういった対象を拡大していこうということで、本年につきましては販売業についての認証をするための基準づくりを現在進めているところでございます。

2番目の生産情報提供食品事業者登録の促進でございますが、これにつきましては都独 自の制度ですが、他県なり他団体で同じような制度がございます。そういったところと提 携をいたしまして、相互認証といいますか、登録制度の簡素化も進めまして、この制度を 全国に広めていこうということで、現在、全農さん、あるいは茨城県の制度と提携を結ん でいる状況でございます。

次のページに参りまして、3番目の情報の収集、分析・評価と施策への反映でございますが、これにつきましては、こちらの食品安全情報評価委員会による科学的な評価を進めていこうというのが1点目です。

2点目としまして、食品の安全に関します情報の収集を行っていこう。今年度につきましては特に水銀、PCBにおきます東京湾産魚介類の含有量調査ですとか、あるいは米の中におきますカドミウム等の調査を重点的に行っていく予定でございます。

4番目の危機管理の部分でございますけれども、これは中央卸売市場のほうで中央卸売市場条例の改正がございまして、その中で安全・品質管理者を各事業者の中に設置していくことを進めております。この安全・品質管理者を通じまして危機が発生したときに対応を図っていこうということで、各種要綱なり指針なりを定めている状況でございます。

次のページへ参りまして、輸入食品でございますが、今年度につきましては、特に残留 農薬につきまして原産国での農薬の使用状況に応じた検査を進めていこう。それから、遺 伝子組み換え食品につきましては安全性の未審査のものについての重点的な監視、あるい は安全性審査が済まされたものであってもその表示が適正に行われているかどうか、こう いうものについて適宜検査をしていくという状況でございます。 それから、農産物の生産段階における指導の充実でございますが、これにつきましては 都内産の野菜――都内に畑があるかどうかということですが、結構生産をしておりまして、 そういうものについて出荷前の作物ですとか土壌中の残留農薬検査を進めていく予定でご ざいます。

7番目の農薬のポジティブリスト制度への対応でございますが、これにつきましては、 ご存じのとおり、国から暫定基準、一律基準の最終案が示されておりまして、8月2日ま でパブリックコメントの募集が行われております。その後、検査法等が示されるというこ とでございますので、それを受けて必要な体制の整備を図っていこうという予定でござい ます。

それから、「健康食品」による健康被害の防止でございますが、これにつきましては今 現在こちらの食品安全情報評価委員会で検討を進めていただいていますので、その結果を 踏まえて未然防止の対策を進めていこうと考えております。

次のページでございますが、9番目の食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供という 部分で、食品表示につきましてはさまざまな法律が関与するものですから、そういうさま ざまな法律をすべて網羅した講習会を今年度から開催する予定でございます。

10番目の食育の推進でございますが、これにつきましては本年6月に東京農業Webサイトを産業労働局で開設しています。その中で食育コーナーというサイトを設けまして、この中で食育に関するさまざまな事業、もちろんこれは都だけではなくて、いろいろな団体で食育事業をやっていますので、そういうものをトータルに紹介していこうと思っております。

11番目の関係者の相互理解と協力に基づく安全確保で、これは平成16年からになりますけれども、都民フォーラムという形のもの、あるいはネット上での意見交換ということで食品安全ネットフォーラムも開催してございます。こういうものを適宜開催していこうということです。

時間の関係で参考資料2もあわせてご説明をさせていただきますが、先ほどのリスクコミュニケーションの推進ということで我々もいろいろな事業に取り組んでいるのですが、そういったリスクコミュニケーションを推進するに当たって、例えばどのような媒体が必要なのか、あるいはどのような場が必要なのか。要するに、システムとしてリスクコミュニケーションを進めていくためにどのような考え方が必要なのかということを、もう1つの知事の附属機関であります食品安全審議会に本年6月に諮問をしてございます。今年度

いっぱいかけまして今申し上げたようなものを検討していただきまして、来年度からリスクコミュニケーションをもう少しシステマチックに進めていきたいということで今現在検討に入っている状況でございます。

済みません。長くなりましたが、以上でございます。

○林委員長 どうもありがとうございました。

時間はもう過ぎちゃったんですけれども、何かご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いします。もしなければ、これで一応全部終わったということになりますが、リスクコミュニケーションで、関澤先生、何か一言ぐらいは。

○関澤委員 国のほうでもいろいろまだ議論が進行中ですけれども、私は、結局、国で全部をやるという立場よりも、都道府県ですとか、いろいろな食品衛生関係の団体とか、栄養士、調理師などいろいろな専門職の方がおられるので、そういう方たちといかに有効に協力し合ってリスクコミュニケーションを進めていこうということをよく考えて、そういう枠組みを提示していきたいとお話ししておりますので、またよろしくお願いいたします。○林委員長 私は、最近、食品安全基本法とか食品衛生法、その他を非常によく勉強したんですね。それを見ますと、きょうの今のお話は、国、政府のそういうような一つの法律的な問題を、非常に総論的な問題を都民の食の安全確保というところに反映させたことを十分よく考えておられるなと思って聞いていたので、これは実際やることが大切なので、よろしくお願いいたします。

○碧海副委員長 1つだけよろしいですか。

あしたから食育基本法が施行ですか。今ご説明いただいた戦略的プランの中の10番目に食の安全に関する食育の推進がありますが、基本法が施行になると、全国の自治体レベルで相当いろいろな催しなどをやることになるんじゃないかと思うのですが、その辺のところは都としては十分考えられているということですか。

○小川食品監視課長(代理) 実は関係各局が集まりまして、都として食育をどのように進めていったらいいかというのを協議に入っているところです。今年度中にはトータルに都としてどのような食育の事業が組めるのかということを含めて、ちょっと先になるんですけれども、始めていこうかと。もちろん食育基本法に基づきまして食育の基本計画を各自治体でつくるようにということでございますけれども、計画をつくる前にできることからまず始めていこうという計画を持ってございます。

○林委員長では、どうもありがとうございました。事務局のほうにお返しいたします。

○古田食品医薬品情報担当副参事 時間も超過したようですけれども、どうもご苦労さまでした。議事等はすべて終了いたしました。

なお、今回、幾つかの点でペンディング等になっている部分がございます。また、委員 長とその事項について詰めさせていただいて、委員の皆様方にご連絡を申し上げたいと思 っております。長時間にわたり、さまざまなご検討、ありがとうございました。

次回の本委員会は10月中旬を予定しております。既に委員の皆様には日程のご連絡を申し上げてお聞きしているところでございます。審議内容は、「健康食品」専門委員会の報告と、今回ご承認いただきました企画専門委員会――これは名前が変わりますけれども――の選定した課題の検討などを予定しております。

本日の評価委員会はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございます。

午後5時10分